

安心のゴールキーパーでありたい。



クルマの保険

あなたのカーライフを、守る。

運転は楽しいけれど、リスクもある。
GK クルマの保険は、一人ひとりのカーライフに
ぴったりの補償・オプションで、
もうひとつ上の安心をご提供します。





三井住友海上はもうひとつ上の

カーライフのリスクは、千差万別。

だから私たちは、お客さま一人ひとりにぴったりの補償プランをご提案。
トラブルに直面したときは、専門スタッフがチーム一丸となって
スムーズな解決に導き、お客さまをお守りします。

これが、三井住友海上が全国約4万店の代理店と共にご提供する、
「もうひとつ上の安心」です。

あなたのカーライフを、しっかり守る自動車保険。
それが、『GK クルマの保険』です。



三井住友海上は、
代理店と共に
お客さまを
お守りします。

※代理店数〈2016年4月現在〉

ご契約の対象となる保険契約者・記名被保険者

所有かつ使用する自動車のうち、自動車保険^(注1)をご契約されている合計台数が9台以下の保険契約者が対象です。なお、記名被保険者は個人に限ります。

(注1) 自動車共済を除きます。

ご契約の対象となる自動車

以下をいずれも満たす自動車対象です。

- 事業専用車(事業にのみ使用する自動車)でないこと
- 用途車種が、自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下・最大積載量0.5トン以下)、自家用(小型・軽四輪)貨物車、および特種用途自動車(キャンピング車)の自家用8車種^(注2)であること

(注2) レンタカーおよび教習用自動車を除きます。

INDEX

『GK クルマの保険』もうひとつ上の安心…………… P 1～2

『GK クルマの保険』スムーズな解決に導く事故対応と充実のロードサービス… P 3～4

商品の全体像

安心基本プラン+おすすめオプション…………… P 5～6

その他の特約…………… P 7

 ぴったり特約診断シート…………… P 8

補償の概要

相手への賠償の概要…………… P 9

おケガの補償の概要…………… P 10～12

お車の補償の概要…………… P 13～16

 私たちのカーライフにぴったりの加入プラン例…………… P 17～18

ご確認事項(運転する方とお車/保険料/補償の重複)…………… P 19～21

補償の詳細(補償内容と保険金をお支払いしない主な場合)… P 22～28

用語のご説明など…………… P 29～30

このパンフレットは、『GK クルマの保険』(家庭用自動車総合保険)の概要をご説明したものです。補償内容は、普通保険約款および特約によって定まります。詳細は『ご契約のしおり(約款)』等をご確認ください。また、ご契約にあたっては、『重要事項のご説明』を必ずご確認ください。ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。



『GK クルマの保険』で、 安心をご提供します。

もうひとつ
上の安心

1

お客さま一人ひとりに

ぴったりの補償プラン

P5~6

多くの方のニーズに応える
基本補償をセット →

事故にあってしまった場合に、
多くの方のニーズに応える
基本補償をセットでご提供！
安心の基本的なカタチです。

安心
基本プラン



おすすめ
オプション

← 一人ひとりにぴったりを
カスタマイズ

お客さま一人ひとりのカー
ライフに応じて、ご希望によ
り、セットできるおすすめの
特約です。

もうひとつ
上の安心

2

スムーズな解決に導く

事故対応

P3~4

事故の発生から解決まで、高度な知識を持ち
多くの経験を積んだ専門スタッフが、
チーム一丸となって対応します。

年間約 1,970,000 件

1日あたり約 5,400 件の解決実績

<2015年度>

保険金お支払センター 専門スタッフ
約6,200名<2016年4月現在>



もうひとつ
上の安心

3

充実のロードサービス

P3~4

事故や故障等でお車が動かなくなった場合は、現場での応急修理や
レッカーけん引など、充実のロードサービスをご提供します。

おクルマQQ隊 国内ロードサービス拠点

約 4,300 か所 <2016年4月現在>

24時間365日体制でお客さまのトラブル現場へ出動！



三井住友海上の「もうひとつ上の安心」 スムーズな解決に導く事故対応 と 充

事故受付センター

事故は 365日

0120-258-365 (無料)

24時間365日 専門スタッフが受付

事故で不安なときでも、
お電話で状況に応じて
丁寧にアドバイスします。



夜間、休日でも、安心の初期対応を実施

お客さまのご要望に応じて、相手の方や医療機関、修理工場
やレンタカー会社などへ、ご連絡いたします。

事故対応

全国に180か所の
拠点網！

(2016年4月現在)

保険金お支払センターをすべての都道府県に配置！
お客さまのおそばで、安心の事故対応を行います。



事故だ！どうしよう…まずは何をすればいいんだろう…



事故
発生

三井住友海上のスマートフォン用アプリ「スマ保」
から事故発生時の事故受付センターへのご連絡
や、GPS機能によりおクルマQQ隊に位置情報を
送信できます。ぜひご利用ください。

スマ保

詳しくは裏表紙

故障だ！車が壊れて動かない、どうしよう…

充実のロードサービス

事故だけでなく、故障等で車が動かない場合も対応！

※積雪や凍結によるスリップのために走行が困難な状態等、対応できない場合があります。

おクルマQQ隊 専用ダイヤル

おクルマ QQ 隊

0120-096-991 (無料)

24時間365日充実のロードサービスをご提供

専用ダイヤルのオペレーターが、お車のトラブルの状況をお伺いし、24時間365日、全国の提携業者が現場へ急行するよう手配して、トラブル解消をサポートします。

ご注意

おクルマQQ隊をご利用の際は、必ず「おクルマQQ隊専用ダイヤル」へご連絡をお願いします。なお、ご自身でレッカーを手配された場合でも、車両保険またはロードサービス費用特約の対象となる場合があります。また、ご自身で宿泊施設または交通機関を手配された場合でも、ロードサービス費用特約の対象となる場合があります。

おクルマQQ隊

現場での応急処置をサポート！

バッテリー
上がり時の
ジャンピング



1回限り(注)

ガス欠時の
ガソリン補給
(10リットルまで)



1回限り(注)

キー閉じ込み
時のドアの
解錠



パンク時の
スペアタイヤ
交換



現場で30分以内に完了する、上記以外の応急修理・軽作業もサービスの対象となります。

(注) 保険期間中それぞれ1回(保険期間が1年超のご契約の場合は、1保険年度につきそれぞれ1回)のご利用に限りします。

実のロードサービス

全国各地に展開する、**弁護士**や医療分野のプロである**顧問医**等のネットワークを活用し、さまざまな事故にしっかり対応します。



保険金お支払センター

専門スタッフ

事故の解決にあたっては、チーム一丸となってお客さまの信頼にお応えします。



示談交渉サービス
お客さまに代わって相手の方との示談交渉を行います。

入院まごころ訪問
ご要望に応じてお客さまのもとをご訪問し、不安な点などにいち早くお応えします。

紹介ネットワーク
独自のネットワークを活かしてお客さまをサポートする弁護士等をご紹介します。

安心コール・安心レター
対応の経過をお客さまに定期的にご報告して安心をご提供します。



技術アジャスター

科学的・工学的な根拠に基づいた「お車の損傷状態」および「事故状況」の確認等を行い、事故の早期解決をサポートします。



医療アジャスター

医学的な根拠に基づいた「治療内容」および「ケガの状態」の確認等を行い、事故の早期解決をサポートします。



安心して私の事故対応を
まかせたい。

解決!

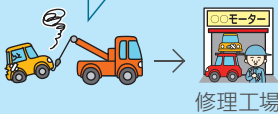
事故を起こして
不安だったけど…
全部対応してくれた!

詳しい説明は ➡ **P26**

おクルマQQ隊 + ロードサービス費用特約

レッカー業者の手配からレッカー費用まで、
レッカーけん引をトータルサポート!

レッカーけん引は、約500km^(注)まで対応!!



その他、修理後にお車を引き取るための交通費や落輪時の引上げ費用も補償!

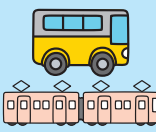
(注) 提携しているロードサービス提供者の実績に基づく当社試算です。実際の作業内容により、レッカーけん引距離が増減する場合があります。

ご自宅や当面の目的地へ向かう
までの宿泊や移動をサポート!



ホテル

宿泊が必要な場合の宿泊費用を、お1人につき1万円までお支払い!!



当面の目的地までの交通費を、お1人につき2万円までお支払い!! (自己負担額1,000円あり)

レンタカー費用を
サポート!



事故や故障等でお車が自力走行できなくなった場合に、レンタカー費用を日額7,000円を限度にお支払い!!

事故の際、自力走行ができなくなった場合に限らずレンタカー費用を補償するレンタカー費用特約もご用意しています。詳しい説明は ➡ **P25**

ロードサービス費用特約により保険金をお支払いしても、継続契約の等級は下がりにません。なお、移動費用対象外特約をセットした場合は、宿泊・移動・レンタカーにかかる費用をお支払いしません。

安心
基本プラン

おすすめ
オプション

わかりやすい保険の仕組みで お客さまのカーライフにあ

多くの方のニーズに応える基本補償をセット「安心基本プラン」

相手 への賠償

P9

相手にケガを
させてしまった場合に

対人賠償保険



相手のモノを壊して
しまった場合に

対物賠償保険



相手のお車の修理費が
時価額より高くなった場合に

対物超過修理費用 特約



おケガ の補償

P10～11

ご自身や同乗者の
ケガの治療費に

人身傷害保険



ご自身や同乗者に重い
障害が残ってしまった場合に

重度後遺障害時 追加特約



ご自身や同乗者の
入院時などの当座の費用に

搭乗者傷害(入通院 /2区分) 特約



お車 の補償

P13～14

ご契約のお車の修理費に

車両保険



一方的に追突された場合などで、
相手の方から修理費を受け取れないときに

車両保険無過失 事故特約



ご契約のお車が全損になった場合の
廃車や買替時の諸費用に

全損時諸費用特約



ロード サービス 自動セット^(注)

P3～4

ご契約のお車が動かなくな
ってしまった場合に

ロードサービス 費用特約



おクルマQQ隊を
あわせてご提供します。

(注) 対人賠償保険のみセットする場合は、ロードサービス費用特約が
例外としてセットできません。その場合、おクルマQQ隊も含めて、
ロードサービスはご利用いただけません。

その他 (ご契約の お車以外の お車を運転中) 自動セット

P27

友人や知人などから借りたお車で
事故を起こしてしまった場合に

他車運転特約



ご契約のお車の修理中などに借りたお車で
事故を起こしてしまった場合に

臨時代替 自動車特約



「安心基本プラン」とは、事故にあったしまった場合に、多くの方のニーズに応える基本補償をセットした、当社がおすすめのご契約の基本プランです。「安心基本プラン」以外でご契約いただく場合、対人賠償保険、対物賠償保険または車両保険は任意にセットできますが、いずれか1つを必ずセットしてください。なお、人身傷害保険は必ずセット^(注)されます。

(注) 次の場合は人身傷害保険をセットしないこともできます。

・対人賠償保険のみセットする場合 ・対物賠償保険のみセットする場合 ・車両保険のみセットする場合 ・対人賠償保険および対物賠償保険のみセットする場合

人身傷害保険をセットしない場合、相手からの補償が受けられない事故によりケガをした場合に備える「自損傷害特約」および「無保険車傷害特約」をご用意しています。「自損傷害特約」および「無保険車傷害特約」の補償内容については、『ご契約のしおり(約款)』をご確認ください。

った自動車保険をプランニングできます。

一人ひとりにぴったりをカスタマイズ「おすすめオプション」

おケガの補償

自分や家族のために

入院時もっと安心オプション
P12

入院中のペットの世話が心配!

ケガの治療は静かな個室がいい!

家族の生活やペットの世話をサポート

個室を利用するための差額ベッド費用を補償

ケアサポート費用特約

差額ベッド費用特約

お車の補償

愛車のために

らくらく買替オプション
しっかり修理オプション
P15 ~ P16

せっかくの新車だから、次も新車!

愛着のある車だから修理して乗り続けたい!

新車向け らくらく買替オプション
新車が大きな損傷を受けた場合に、また新車に買い替えられる

経年車向け らくらく買替オプション
長年乗っているお車が車両保険金額の70%以上の損害を受けた場合に、保険金額を100%補償

新車特約

車両全損(70%)特約

らくらく買替オプション
全損になった場合の廃車や買替時の諸費用が高額になっても安心

経年車向け しっかり修理オプション
長年乗っているお車の修理費が高額になっても安心

全損時諸費用倍額払特約

車両超過修理費用特約

新車向け : 満期日が初度登録(初度検査)から61か月以内のご契約のお車向け

経年車向け : 始期日が初度登録(初度検査)から25か月超のご契約のお車向け

お車の補償

毎日車を
使う方のために

レンタカーオプション
P16

仕事で毎日使うから事故で車を修理に出す場合はレンタカーを使いたい!

事故の際のレンタカー費用の補償をさらに充実

レンタカー費用特約

RENTAL

商品の全体像

補償の概要

相手

おケガ

お車

加入例

ご確認事項

補償の詳細

用語のご説明など

6

その他にも、さまざまな特約をご用意しています。

さらに補償を
充実させる

おケガ の補償

ご自身や同乗者が搭乗中の事故により入院または通院をした場合や、死亡した場合または後遺障害が生じた場合に備えて



搭乗者傷害

(入通院/2区分)倍額払特約

P23



搭乗者傷害

(死亡・後遺障害)特約

P24

お車 の補償

地震・噴火またはこれらによる津波で
ご契約のお車が全損になった場合に備えて



地震・噴火・津波

「車両全損時定額払」特約

P25



車内手荷物等
特約

P25

日常生活などのリスクに備える特約

1世帯に1特約セットすればOK!(注)

それぞれの特約のセット例など、詳細は P21 をご覧ください。

お車の運転中だけでなく、日常生活などのリスクに備える特約もご用意しています。

なお、これらの特約は、他の特約や保険契約と補償が重複するケースがあります。他でご加入の保険内容をご確認のうえ、セットをご検討ください。

おケガの補償 人身傷害保険の補償範囲を車外の事故まで広げる特約

ご契約のお車に搭乗中の
事故でケガをした

人身傷害保険
で補償!



ご契約のお車以外の自動車に
搭乗中の事故でケガをした、
歩行中に自動車に
はねられケガをした

範囲を
拡大!

自転車同士で
ぶつかってケガをした

さらに
拡大!

自動車事故特約 P23

交通乗用具事故特約 P23



原動機付自転車を
運転中に事故を起こしてしまった



おケガの補償範囲によって
2つの特約から選べます。

ファミリーバイク
(人身傷害型) 特約

P28

ファミリーバイク
(自損・無保険車傷害型) 特約

P28

交渉を弁護士に依頼する費用を補償する特約

一方的に追突された場合などの
自動車事故で、相手の方との交渉が
必要になった

歩行中、自転車に衝突されてケガを
したなど、日常生活全般の事故で
相手の方との交渉が必要になった

自動車事故弁護士費用特約(注) P27

弁護士費用特約 P27



自転車で歩行者にぶつかるなど、
日常生活で
相手に損害を与えてしまった



日常生活賠償特約
(保険金額・無制限) P28

(注) 自動車事故弁護士費用特約をセットする場合は、お車1台ごとにセットする必要があります。

おすすめの特約
をご紹介します

ぴったり特約診断シート

自分にあう特約はどれ？そんなあなたにぴったりの特約を診断します！

該当する質問に ☒ をしてください。



ご家族に小さなお子さまや高齢の方など、お世話が必要な方がいらっしゃいますか？
またはペット（犬・猫）を飼っていますか？

おすすめの特約

ケアサポート費用特約



P12



周りに他人がいないと、
寝付きが悪くなりますか？

差額ベッド費用特約



P12



お使いのお車は、約5年以内に
新車で購入したお車ですか？

新車特約



P15



お使いのお車は、初度登録から
25か月を超えていて、事故にあったら
買い替えたいとお考えですか？

車両全損（70%）特約



P15



お使いのお車は
初度登録から25か月を超えていて、
これからも長く乗り続けたいですか？

車両超過修理費用特約



P16



事故にあってお車を修理に出した場合、
代わりのお車がないと
日常生活を送るのに支障がありますか？
（通勤・通学にお車を使用しているなど）

レンタカー費用特約



P16

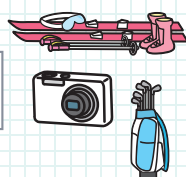


地震や津波により
お車が大破した場合の備えに
不安がありますか？

地震・噴火・津波
「車両全損時定額払」特約



P25



お使いのお車にゴルフセットやアウトドア用品、
カメラ等を積むことがありますか？

車内手荷物等特約



P25

商品の全体像

補償の概要

相手

おケガ

お車

加入例

ご確認事項

補償の詳細

用語のご説明など

相手 への賠償



相手への賠償は
十分に備えて
おきましょう!

安心基本プラン



詳しい
説明は ➡ P23

示談交渉サービス付

対人賠償保険

相手の方にケガをさせてしまった
場合に補償します。

相手の方にケガをさせてしまった場合に、自賠責保険等により支払われるべき金額を超えた治療費や慰謝料、働けない間の収入などを補償します。万一、死亡された場合や後遺障害が生じた場合も補償します。

ワンポイント

対人賠償保険・ 対物賠償保険

相手の方への賠償は、
非常に高額となるケー
スもあります。

高額判決例

対人賠償	事案
	バイクと衝突して 運転者(男性29才) に重い後遺障害が 生じた。 (2005年5月17日 名古屋地裁判決)
対物賠償	認定総損害額
	3億8,281万円

安心基本プラン



詳しい
説明は ➡ P23

示談交渉サービス付

対物賠償保険

相手の方の車や電柱などを
壊してしまった場合に補償します。

相手の方の車や電柱、塀などに損害を与えてしまった場合に、
修理費などを補償します。

対物賠償	事案
	トラックと衝突した はずみで店舗(遊技 場)に飛び込んだ。 (1996年7月17日 東京地裁判決)
対物賠償	認定総損害額
	1億3,450万円

安心基本プラン



詳しい
説明は ➡ P23

対物超過修理費用特約

相手の方の車の修理費が
時価額より高くなった場合に補償します。

相手の方の車の修理費が時価額を上回り、対物賠償保険で十分に補償できない場合に50万円を限度に保険金をお支払いします。ただし、相手の方の車が事故日の翌日から6か月以内に修理された場合に限りです。

Q



事故が起きたら、
自分で相手の方と
交渉する必要がありますか？

A



いいえ。めんどろな示談交渉は当社におまかせください。

対人・対物事故により被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合^(注1)は、被保険者のお申出により、以下のケースを除いて当社は被保険者のために示談交渉をお引き受けします。^(注2)

示談交渉をお引き受けできないケース

- ・ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合
- ・正当な理由なく被保険者が当社への協力を拒んだ場合 等

(注1)一方的に追突された場合など、被保険者に法律上の損害賠償責任が発生していない場合は、自動車事故弁護士費用特約P27または弁護士費用特約P27をセットしておけば、交渉を弁護士に依頼する費用が補償されます。

(注2)対人事故は対人賠償保険をセットした場合、対物事故は対物賠償保険をセットした場合に限りです。

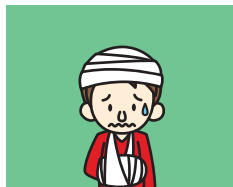
示談交渉サービス

おケガ の補償



人身傷害保険は、同乗者の方のケガまで補償します。また、特約をセットすることで対象事故の範囲を広げることができます。

安心基本プラン



詳しい説明は ➡ P23

人身傷害保険

事故でご自身や同乗者の方がケガをしてしまった場合に、治療費や働けない間の収入などを補償します。

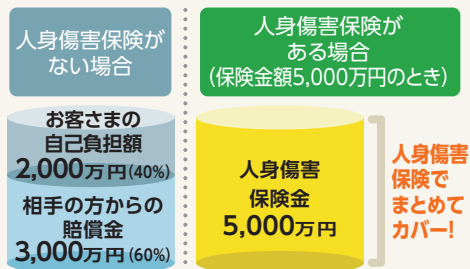
ご契約のお車に搭乗中などの事故でケガをされた場合に、治療費はもちろん、働けない間の収入や精神的損害などを補償します。万一、ケガをして死亡された場合や後遺障害が生じた場合も補償します。



POINT 1 相手の方がいる事故の場合でも、示談成立を待つことなく保険金をお受け取りいただけます。

たとえば

実際に生じた損害: 5,000万円(注)
過失割合: お客さま40% 相手方60%



(注) 損害の額は、普通保険約款に記載した基準に従い当社が認定を行います。



年齢別の保険金額の目安

※当社基準にて算出した一例です。詳細は『ご契約のしおり(約款)』をご覧ください。

年齢	扶養家族の有無	死亡された場合
25才	あり	8,000万円
	なし	7,000万円
35才	あり	8,000万円
	なし	6,000万円
45才	あり	8,000万円
	なし	6,000万円
55才	あり	6,000万円
	なし	5,000万円
60才	あり	6,000万円
	なし	4,000万円

事故で重い障害が残ってしまったら、死亡された場合よりも損害の額が大きくなる場合があります。人身傷害保険では重度後遺障害が生じた場合、保険金額の2倍の額を限度にお支払いします。



POINT 3 自動車事故特約 P23 または交通乗用具事故特約 P23 をセットすると、ご契約のお車の事故だけでなく、ご家族が歩行中に自動車にはねられた場合なども補償します。

○: お支払いします ×: お支払いしません

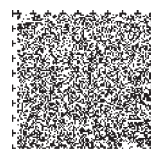
事故の種類	ご契約のお車の事故	交通乗用具事故	
		自動車事故	自転車同士でぶつかってケガをした
主な事故例	ご契約のお車に搭乗中の事故でケガをした	ご契約のお車以外の自動車(注1)に搭乗中の事故でケガをした、歩行中に自動車にはねられケガをした	
人身傷害保険	○	×(注2)	×
自動車事故特約をセットする場合	○	○	×
交通乗用具事故特約をセットする場合	○	○	○

(注1) 記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族が所有または常時使用するお車は除きます。

(注2) 他車運転特約 P27 で補償されるケースがあります。

※これらの特約をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

このパンフレットは、高齢者や視覚障がい者の方に向けて開発された「SPコード」を採用しています。「SPコード」を専用の読み上げ装置で読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。

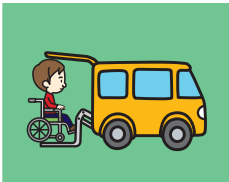


おケガ の補償



ご家族のためにも、
入院した場合や
重い障害が残った
場合に備えましょう。

安心基本プラン



詳しい
説明は ➡ P24

紹介ネットワーク

保険金をお支払いする
場合に、ご希望により
当社提携業者を
ご紹介します。

たとえば

バリアフリーリフォーム
事業者等をご紹介

重度後遺障害時追加特約

事故で重い障害が残った場合に、
家のバリアフリー化や福祉車両の購入費用、
リハビリにかかる費用などを補償します。

事故により重い障害が残って介護が必要となる場合に、ご自宅の改造費用や福祉車両の購入費用などを被保険者1名につきそれぞれ500万円を限度に補償します。また、後遺障害が生じた後にリハビリテーション訓練等が必要となる場合は、1事故につき被保険者1名に対して訓練期間1か月あたり5万円を、最長2年間お支払いします。

こんな場合にお役に立ちます

つけて
よかった!
助かった!

● 主人が事故で重度後遺障害になり、介護が必要になってしまったのですが、**住宅の改造や車いすの購入等にかかった費用が補償**されたので本当に助かりました。また、**リハビリにかかる費用**も支払われるので、安心してリハビリを続けられます。



1 住宅の改造や車いすの購入費用まで補償!

家を
バリアフリー
にしたい...



車いすが
必要に
なった



ご自宅の改造費用

車いすの購入費用

それぞれ500万円を限度にお支払いします。

2 リハビリにかかる費用も補償!

リハビリテーション訓練が必要



リハビリテーション訓練等の費用

訓練期間1か月あたり5万円をお支払いします。

安心基本プラン



詳しい
説明は ➡ P23

搭乗者傷害(入通院/2区分)特約

洗面用具等の日用品や衣類の準備など、
入院時等に必要な当座の費用に充てられます。

ご契約のお車に搭乗中の事故によりケガをして入院または通院した場合に、入院または通院の合計日数が5日未満であれば1万円、5日以上になれば10万円を医療保険金としてお支払いします。

他にも、受け取る金額を2倍にする**搭乗者傷害(入通院/2区分)倍額払特約** P23 や、ご契約のお車に搭乗中の事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いする**搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約** P24 もご用意しています。

Q

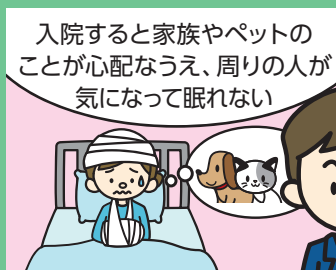


人身傷害保険と搭乗者傷害(入通院/2区分)特約の違いを教えてください。

A



人身傷害保険 P10 は、実際に負担した費用などについて当社基準に従い保険金をお支払いする基本的な補償です。一方、搭乗者傷害(入通院/2区分)特約は、人身傷害保険の保険金とは別に、入院または通院の合計日数に応じてあらかじめ定めた金額をお支払いします。**入院または通院が長引いても、合計日数が5日以上になれば治療中でも保険金を受け取ることができ、当座の費用に充てられます。**



入院時もっと安心オプションの2つの特約をセットすれば、安心して治療に専念できます。

おすすめオプション

入院時もっと安心オプション



詳しい説明は

P24

紹介ネットワーク

保険金をお支払いする場合に、ご希望により当社提携業者をご紹介します。

たとえば

ホームヘルパーやベビーシッター等をご紹介します

ケアサポート費用特約

事故で入院中、家族の生活やペットの世話をしっかりサポートします。

家事や介護、育児またはペット(注)の世話をする方が事故で入院した場合、または入院した方に付き添う場合に、以下の費用を補償します。

ホームヘルパー雇入費用 介護ヘルパー雇入費用 ベビーシッター雇入費用 ペットシッター雇入費用 など
1日あたりそれぞれ2万円を限度にお支払い

(注) 世話をしている方のご家庭で飼っている犬または猫をいいます。

こんな場合にお役に立ちます

つけてよかった！
助かった！



● 妻が事故で入院して、私も毎日のように病院へ行って付き添ったため、家事の人手が足りなくなっていました。ホームヘルパー等を雇う費用が補償されたので、安心して妻が退院するまで付き添うことができました。

ワンポイント

～ホームヘルパーや介護ヘルパーの平均的な利用金額～

ホームヘルパー	介護ヘルパー
16,138円(注1)	7,240円(注2)

(注1) 総務省統計局「家計調査(2014年)」を基に算出(1回あたりの平均利用金額)

(注2) 厚生労働省「介護報酬の算定構造」より(1回2時間利用した場合の基本料金)

差額ベッド費用特約

事故で入院した場合、個室でゆっくり治療に専念できます。

事故でケガをして、個室に入院した場合などに、入院1日目から最大90日間、1日あたり15,000円を限度に差額ベッド費用を補償します。

こんな場合にお役に立ちます

つけてよかった！
助かった！



● 一般病室ではほかの患者さんに気を遣うことが多く、眠れないこともありましたが、個室を利用できたおかげで、治療に専念することができました。

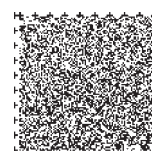
ワンポイント

個室を利用した場合・・・

全国平均で、差額ベッド費用は1日あたり約7,800円もかかります！

※厚生労働省「主な選定療養に係る報告状況」(2015年)より

〇〇総合病院



商品の全体像

補償の概要

相手

おケガ

お車

加入例

ご確認事項

補償の詳細

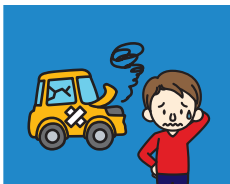
用語のご説明など

お車の補償

まさかの
事故で
車が大破！



安心基本プラン



詳しい説明は **P25**

車両保険には、**車両価額協定保険特約 P25** が必ずセットされます。

ご契約のお車と同じ用途車種・型式等で、同じ程度に消耗した自動車の市場販売価格相当額を保険金額として、車両保険金をお支払いします。

車両保険

大切なお車が壊れた場合、修理費を補償します。

事故でご契約のお車が壊れてしまった場合に、修理費はもちろん、工場までのレッカー代なども補償します。



車両危険限定特約 P25 をセットすると、補償の対象となる事故の範囲が車対車の衝突事故などに限定されます。

○：お支払いします ×：お支払いしません

主な事故例	車対車の衝突・接触	火災・爆発	盗難	台風・洪水・高潮・竜巻	落書・いたずら・窓ガラス破損	飛来中・落下中の物との衝突	歩行者・自転車・動物(注1)との衝突・接触	電柱・ガードレール等に衝突	あて逃げ	墜落・転覆	地震・噴火・津波
車両保険(一般車両)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
車両危険限定特約をセットする場合	○ ^(注2)	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×

(注1) 鳥類など飛来中の動物との衝突は「飛来中・落下中の物との衝突」に含まれます。

(注2) 相手自動車およびその運転者または所有者が確認できた場合に限り保険金をお支払いします。ただし、相手自動車には、「ご契約のお車の所有者」が所有する別のお車は含みません。

車両保険では、「地震・噴火またはこれらによる津波」によって生じた損害について、車両保険金をお支払いしません。

ただし、**地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約**をセットした場合は、「地震・噴火またはこれらによる津波」によってお車が全損となった場合に50万円をお支払いします。(車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額を保険金としてお支払いします。)ぜひ、**地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約**のセットをご検討ください。補償内容等の詳細は、**P25**をご覧ください。

※地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約は車両保険(一般車両)にのみセット可能です。

こんな場合にお役に立ちます

つけてよかった！
助かった！

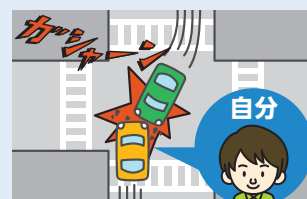


●先日、交差点で急に右折してきた車と出会い頭の事故にあい、当然相手から全額補償してもらえと思ったのですが、**私にも過失が2割あると言われて、その分の修理費用を支払ってもらえませんでした。**これまでは車両保険の加入すら考えたことがなかったのですが、**代理店からのすすめで加入していたおかげで、保険を使って修理でき、助かりました。**

ワンポイント ご存知ですか？

自分が直進、相手が右折時の衝突事故の基本的な過失割合は、**自分:相手=2:8**となります。

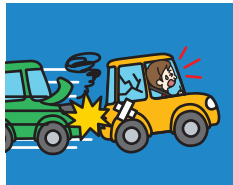
※過失割合とは、事故における責任の割合をいいます。割合は事故状況により上記と異なる場合があります。





そんなときも
車両保険に加入していれば
補償されるので安心です。

安心基本プラン



詳しい
説明は

➡ P25

車両保険無過失事故特約

一方的に追突された場合などで、
車両保険金を受け取っても等級が下がりにません。

一方的に追突された場合など、お客さまに過失がないときに、継続契約の等級および事故有係数適用期間に影響することなく、車両保険金を受け取れます。

※1 相手自動車およびその運転者または所有者が確認できた場合に限りです。

※2 特定の特約により車両保険金をお支払いする場合は、取扱いが異なります。

こんな場合にお役に立ちます

つけてて
よかった！
助かった！



- 先日交差点で信号待ちしている際に追突されました。**なんと相手の方が任意保険に未加入だったことを知り愕然としました。**そんなとき、代理店の方が車両保険無過失事故特約が適用できることを教えてくれたんです。相手の方がとても若かったので損害賠償請求も半ばあきらめていたのですが、自分の車両保険を使って修理しても**継続契約の等級が下がらなかったの**で、とても助かりました。

安心基本プラン



詳しい
説明は

➡ P25

全損時諸費用特約

事故でお車が全損になってしまった場合、
廃車や買替時の諸費用を補償します。

事故でご契約のお車が全損となった場合に、車両保険金額の10% (20万円限度) をお支払いします。

こんな場合にお役に立ちます

つけてて
よかった！
助かった！



- 先日、車が大破してしまいました。代わりに中古車を買うことにしたのですが、**消費税に加えて買替時の諸費用が色々あって結構な出費になりました。**車両保険で支払ってもらった保険金だけでは自己負担が生じるどころでした。

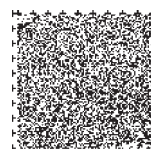
より手厚く
備えるなら...



全損時諸費用倍額
払特約

×2

受け取る保険金の金額を2倍にする
全損時諸費用倍額払特約 P15 もご用意しています。



お車の補償



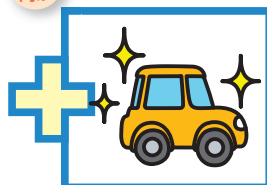
らくらく買替オプション

事故でお車が壊れた場合、新しいお車への買替を検討できます。

おすすめオプション

新車向け

らくらく買替オプション



詳しい説明は

P25

新車特約

事故で新車が大きな損傷を受けた場合、もう一度新車に買い替えられます。

満期日が初度登録(初度検査)から61か月以内のご契約のお車が、事故で新車保険金額の50%以上の損害を受けた場合などに、新車保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。

こんな場合にお役に立ちます

つけてよかった! 助かった!

- 買ったばかりの新車が事故で大きな損傷を受けてしまいましたが、新車特約をセットしていたので**車両保険金で購入費用が支払われ、同じ車種の新車を購入できました**。ローンの残りもあったのでとても不安でしたが、助かりました。



たとえば

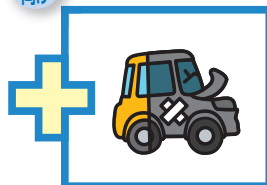
新車保険金額: 160万円
損害の額: 80万円
(新車保険金額の50%)

新たに購入するお車の費用
(車両本体価格+付属品の価格+消費税)を
160万円まで補償します。

おすすめオプション

経年車向け

らくらく買替オプション



詳しい説明は

P25

車両全損(70%)特約

長年乗っているお車が事故で壊れた場合、新しいお車への買替を検討できます。

始期日が初度登録(初度検査)から25か月超のご契約のお車が事故にあつて、損害が車両保険金額の70%以上となった場合に全損とみなして補償します。

こんな場合にお役に立ちます

つけてよかった! 助かった!

- 長年乗っている車だったのですが、事故で大きな損害が生じてしまい、仕方なく買い替えることにしたんです。でも、車両全損(70%)特約をセットしていたおかげで、全損ではないのに車両保険金を100%受け取れて、**自己負担を抑えることができました**。



たとえば

車両保険金額: 100万円
損害の額: 70万円(車両保険金額の70%)

車両保険金を満額の
100万円受け取れます。

おすすめオプション

らくらく買替オプション



詳しい説明は

P25

全損時諸費用倍額払特約

お車の廃車や買替時の諸費用を補償します。

全損時諸費用特約 P14 の保険金の金額を2倍にしてお支払いします。

こんな場合にお役に立ちます

つけてよかった! 助かった!

- 買ったばかりの新車が全損となってしまいました。新車特約をセットしていたので車両保険金で新車を購入できただけでなく、全損時諸費用倍額払特約もセットしていたので**新車購入にかかる諸費用に充てられました**。



新車向け

: 満期日が初度登録(初度検査)から61か月以内のご契約のお車向け

経年車向け

: 始期日が初度登録(初度検査)から25か月超のご契約のお車向け



しっかり修理オプション レンタカーオプション

長年乗っているお車の修理費用が高くなっても安心です。
修理中はレンタカーを借りられます。



車両超過修理費用特約

事故にあってもしっかり修理して、長年乗っている愛車に乗り続けられます。

始期日が初度登録(初度検査)から25か月超のご契約のお車が事故にあって、修理費用が高額になり保険金額を上回る場合、その差額について30万円を限度に補償します。ただし、事故日の翌日から6か月以内に修理した場合に限ります。

こんな場合にお役に立ちます

つけてよかった! 助かった!

- 長年大切に持っている愛車が、事故で大きな損害が生じてしまいました。気に入って乗っている車だったし、買い替える余裕もなかったので、**車両超過修理費用特約**で修理ができて本当に助かりました。



たとえば

車両保険金額: 100万円
修理費: 130万円

差額の30万円もお支払いします。



レンタカー費用特約

事故によりお車を修理している間、レンタカーを借りる費用を補償します。

ロードサービス費用特約 P26 で補償の対象とならない場合(事故にあい自力走行はできるが修理が必要なケース等)に、最大30日間、1日あたり保険金日額を限度にレンタカーを借りる費用を補償します。なお、保険金日額は3,000円~20,000円の範囲で1,000円単位に設定できます。

※レンタカー費用特約をセットした場合、ロードサービス費用特約のレンタカー費用保険金日額は、レンタカー費用特約における保険金日額と同額となります。

レンタカー費用特約の有無による保険金日額の考え方

	レンタカー費用特約をセットする場合 (例: 保険金日額5,000円で設定)	レンタカー費用特約を セットしない場合
自力走行できる場合の レンタカー費用保険金	レンタカー費用特約 1日あたり5,000円を限度	(補償なし)
自力走行できない場合の レンタカー費用保険金	ロードサービス費用特約 1日あたり5,000円を限度	ロードサービス費用特約 1日あたり7,000円を限度

ロードサービス費用特約の保険金日額は、レンタカー費用特約の保険金日額によって変動しますのでご注意ください。

こんな場合にお役に立ちます

つけてよかった! 助かった!

- 先日、衝突事故を起こして車に傷が付き、修理に出しました。普段から車を通勤に使用しているので、レンタカーを借りましたが、**部品の取り寄せなどで修理が遅くなり、15日間も修理にかかってしまいました。**レンタカー費用を補償してもらえて良かったです。

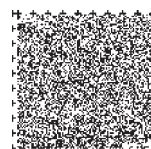


ワンポイント

レンタカーにかかる費用の目安(お客さまご自身で手配された場合)

お車の種類(用途車種)	1日借りた場合の料金 (24時間まで)	15日間借りた場合の 料金
総排気量660cc(自家用軽四輪乗用車)	7,020円	90,180円
総排気量1500cc(自家用小型乗用車)	9,720円	123,120円
総排気量2500cc(自家用普通乗用車)	15,120円	181,440円

Aレンタカー社2017年6月現在料金例(税込)



お客さまに
あわせた
加入例をご紹介

選んで組み合わせてナットクの補償 「私たちのカーライフにぴっ

20代独身 Aさんの場合

給料をためて、新車を購入！
保険料は抑えたいけど、愛車はしっかり守りたい。

1



契約者は私。
憧れのマイカーを
購入しました！

2



これから愛車でいろんな所に
ドライブに行って…
と考えるだけでワクワクします。

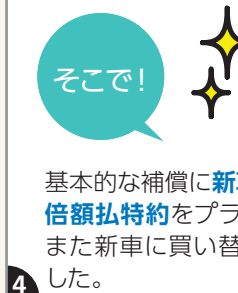
3



事故を
起こしたら
車も壊れる…

車のローンもあるし、
保険料は抑えたいですが、
せっかくの**新車なので**
しっかり守りたい。

4



そこで！

基本的な補償に**新車特約**と**全損時諸費用
倍額払特約**をプラスして、万一のときに、
また新車に買い替えられるように備えま
した。

私にぴったりのプラン

安心基本プラン



P15

新車特約



P15

全損時諸費用倍額払特約

「新車割引」P21が適用
されると保険料が割引に！

30～40代ご家族 Bさんの場合

主に妻が使っていて、買い物などで日常的に使用しています。
何かあった場合、家族をしっかりと守りたい。

1



契約者は私。
妻と小学生の長女、
幼稚園児の長男が
います。

2



家が駅から遠いので、
買い物や駅までの送り迎えに、
車を日常的に使っています。
運転するのは主に妻ですが…

3



入院したら
いろいろ
心配…

事故で入院するような
ことがあったら、
家にいる**家族の心配をせず、
治療に専念できるように**
備えたい。

4



そこで！

基本的な補償に、**ケアサポート費用特約**
と**差額ベッド費用特約**で家族を守りま
す。事故で車を修理に出した場合の**レン
タカー費用特約**もセットして安心です。

私にぴったりのプラン

安心基本プラン



P12

ケアサポート費用特約



P12

差額ベッド費用特約



P16

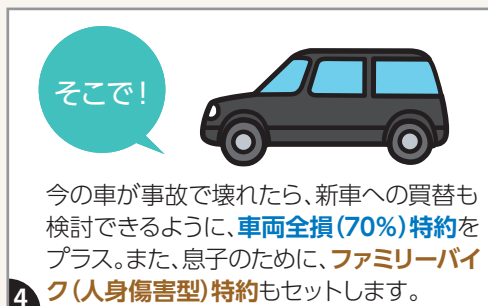
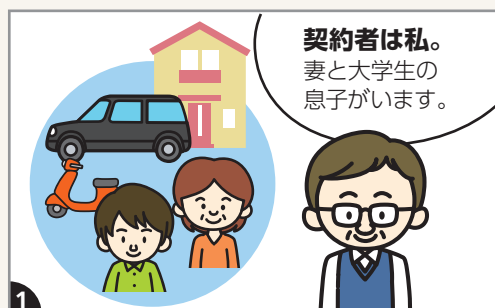
レンタカー費用特約

子どもが車を運転するようになるまでは、「運転者本人・配偶者限定割引」P21で保険料を割引！

たりの加入プラン例！」

50代ご家族 Cさんの場合

原動機付自転車に乗っている息子が、車も運転するように。
そろそろ車を買いたいけど、息子が運転に慣れるまで我慢します。



私にぴったりのプラン

安心基本プラン



P15

車両全損(70%)特約

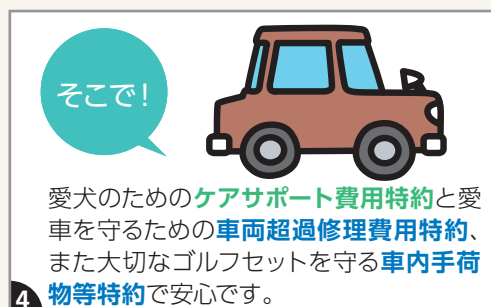


P28

ファミリーバイク
(人身傷害型)特約

60代ご夫婦 Dさんの場合

車が好きで、長年乗ってきた愛車を今も大切にしています。
今は夫婦で、趣味のゴルフを楽しみに愛犬と暮らしています。



私にぴったりのプラン

安心基本プラン



P12

ケアサポート費用特約



P16

車両超過修理費用特約



P25

車内手荷物等特約

ご確認事項

(運転する方とお車／保険料／補償の重複)

1. 運転する方とお車について

(1) 運転免許証の色

記名被保険者がゴールド免許をお持ちの場合は、保険料が割引となります。始期日時点において有効な記名被保険者の運転免許証の色（ゴールド、ブルーまたはグリーン等）と有効期限をご確認ください。

ゴールド免許割引

割引10%



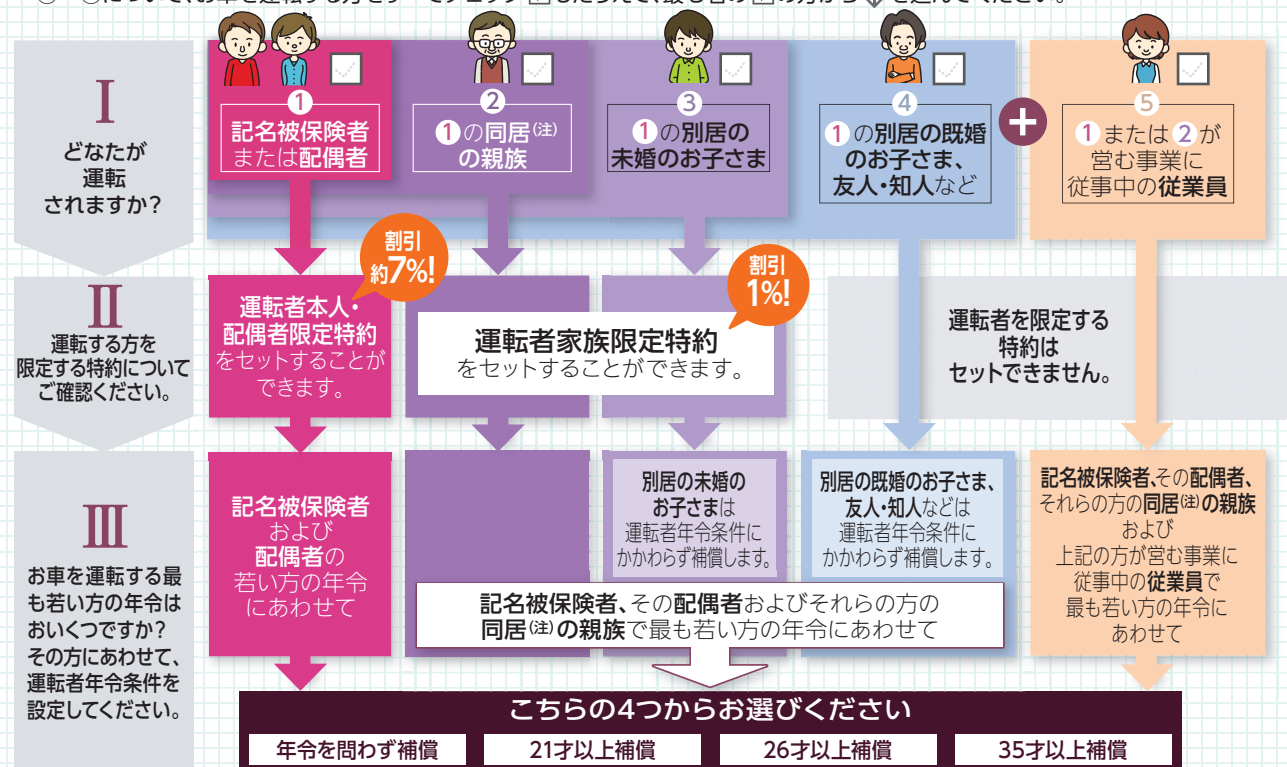
(2) 運転する方の範囲（運転者を限定する特約と運転者年令条件の設定）

「ご夫婦だけ」または「ご家族だけ」が運転する場合など、お車を運転する方が決まっている場合には、運転者を限定したり、運転者年令条件を設定することにより保険料が変わります。

運転者本人・配偶者限定特約または運転者家族限定特約をセットし、運転する方を限定した場合は限定した方が、運転者年令条件を設定した場合は運転者年令条件を満たす方が、お車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。

次のチャートを参考にお決めください。

①～⑤について、お車を運転する方をすべてチェック☑したうえで、最も右の☑の方から↓を進んでください。

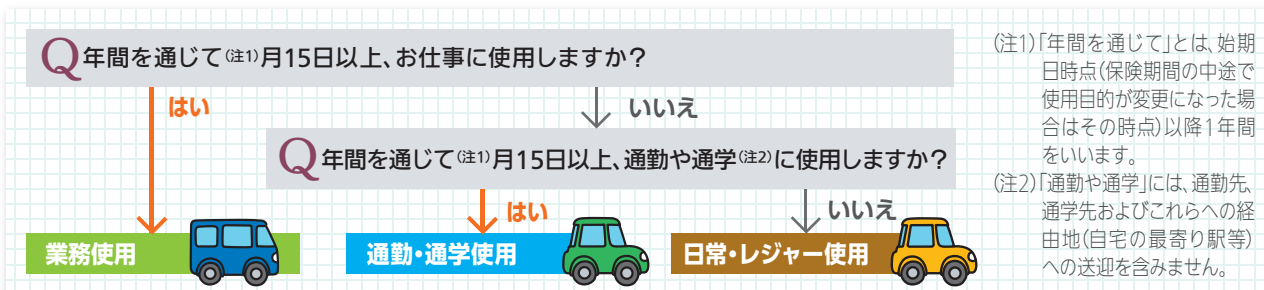


(注) 同居とは、同一の家屋に居住していることをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここであいう同居には該当しません。

(3) ご契約のお車の使用目的

ご契約のお車の「使用目的」により保険料が異なります。ご契約のお車の使用実態に従って、次のチャートにより使用目的をご確認ください。

※使用目的を次のチャートに沿って正しく設定した場合、設定した使用目的と異なる目的で使用したときでも補償の対象となります。（たとえば、使用目的を「業務使用」と設定したご契約のお車を通勤やレジャー等に使用した場合でも、補償の対象となります。）ただし、設定した使用目的の区分に変更が生じていない場合に限りです。



2. 保険料について

(1) 等級別料率制度

保険料は1～20等級の区分により割引・割増されます。

たとえばこんな事故です。

3等級ダウン事故とは…

- ・相手の方にケガをさせてしまい、対人賠償保険金が支払われる事故
- ・衝突して相手の方の車を壊してしまい、対物賠償保険金が支払われる事故
- ・電柱に衝突して、車両保険金が支払われる事故

1等級ダウン事故とは…

- ・火災や盗難により車両保険金のみ支払われる事故

ノーカウント事故とは…

- ・自分がケガをして、人身傷害保険金のみ支払われる事故

保険金支払対象事故があったら事故の種類により1件につき
3等級または**1等級ダウン**(注1)
ただし、ノーカウント事故は、無事故の場合と同様に扱います。

1年間
無事故なら
1等級アップ



① 初めてご契約される場合

6等級(S)からのスタートとなり、運転者年齢条件に応じた割増引率(注2)が適用されます。事故有係数適用期間は0年です。

2台目以降のお車について初めてご契約される場合(注3)で、**セカンドカー割引**の適用条件をすべて満たすときは、7等級(S)からのスタートとなります。また、事故有係数適用期間は0年です。

	運転者年齢条件	年齢を問わず補償	21才以上補償	26才以上補償	35才以上補償
1台目のご契約	6等級(S)	割増28%	割増3%	割引9%	
2台目以降のご契約	7等級(S)	割増11%	割引11%	割引40%	

※セカンドカー割引の適用条件については、『重要事項のご説明』をご覧ください。

自動車保険に初めてご加入される場合は、『はじめての自動車保険』(個人用自動車保険)をご契約いただけます。



はじめての自動車保険

特徴1 シンプルな補償内容
特徴2 お求めやすい保険料

『GK クルマの保険』に比べて、「ご契約のお車に搭乗中」「他人のお車を運転中」に絞ったシンプルな補償とすることで、お求めやすい保険料を実現しています。

詳しくは、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

② 継続してご契約される場合(注4)

【事故がなかった場合】

ご契約の保険期間が1年(注5)で事故有係数適用期間が0年の場合、保険期間中無事故であれば、継続契約の等級が1つ上がり、「無事故」の割増引率(注2)が適用されます。なお、事故有係数適用期間は0年のままです。ただし、「ご契約の満期日もしくは解約日」または「ご契約の満期日もしくは解約日の翌日から7日以内」に継続いただくことが条件となります。

「無事故」の割増引率	割増	割引																		
等級	1(注6)	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20(注7)
割増引率	64%	28%	12%	2%	13%	19%	30%	40%	43%	45%	47%	48%	49%	50%	51%	52%	53%	54%	55%	63%

【事故があった場合】

ご契約の保険期間が1年(注5)で事故有係数適用期間が0年の場合、3等級ダウン事故または1等級ダウン事故が生じたときは、継続契約の等級が事故1件につき3つまたは1つ下がり、事故有係数適用期間が1年～6年となって継続契約に「事故有」の割増引率(注2)が適用されます。(注1)なお、ノーカウント事故は、無事故の場合と同様に扱います。

「事故有」の割増引率	割増	割引																		
等級	1(注6)	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20(注7)
割増引率	64%	28%	12%	2%	13%	19%	20%	21%	22%	23%	25%	27%	29%	31%	33%	36%	38%	40%	42%	44%



ご契約の保険期間が1年(注5)で3等級ダウン事故または1等級ダウン事故があった場合、「事故有」の割増引率が事故によりダウンする等級の数と同じ年数(事故有係数適用期間)適用され、その後、「無事故」の割増引率に戻ります。既に「事故有」の割増引率が適用されているご契約で事故があった場合は、継続契約の事故有係数適用期間が長くなります。ただし、上限は「6年」です。

前年の発生事故	事故有係数適用期間
3等級ダウン事故 1件	3年
1等級ダウン事故 1件	1年

(注1) 継続手続がなされた後であっても等級、事故有係数適用期間を修正することがあります。

(注2) 一部の補償については、割増引率が適用されません。

(注3) ご契約の始期日時点で1台目のご契約(他の保険会社または共済とのご契約を含みます。)がある場合をいいます。

(注4) 継続前のご契約が「無事故・事故有」別の等級別料率制度を採用していない他の保険会社または共済の場合は、取扱いが異なります。

(注5) 保険期間が1年超または1年未満のご契約の場合、取扱いが異なります。(保険期間が1年超のご契約において同一の保険年度内に複数の事故があった場合等、保険期間1年のご契約を継続する場合より等級が低くなることや事故有係数適用期間が長くなる場合があります。)

(注6) 1等級連続事故契約割増が適用される場合は、さらに割増が適用されます。

(注7) 長期優良割引が適用される場合は、さらに割引が適用されます。

※1等級～6等級(F)は、「無事故」の割増引率と「事故有」の割増引率が同じです。

(2) 記名被保険者年齢別料率区分

運転者年齢条件を「26才以上補償」または「35才以上補償」でご契約した場合は、始期日時点の記名被保険者の年齢に応じた記名被保険者年齢別料率区分の保険料が適用されます。(注1)

〔運転者年齢条件：26才以上補償の場合〕

記名被保険者 年齢別料率区分	29才以下
	30～39才
	40～49才
	50～59才
	60～69才
	70才以上

〔運転者年齢条件：35才以上補償の場合〕

記名被保険者 年齢別料率区分	29才以下(注2)
	30～39才(注3)
	40～49才
	50～59才
	60～69才
	70才以上

(注1) 保険期間が1年超のご契約の場合、翌保険年度以降の保険料はそれぞれの保険年度の始期日時点での記名被保険者の年齢で適用されます。

(注2) 記名被保険者が29才以下の個人事業主で、実際にお車を運転する方が35才以上の場合等がこの区分に該当します。

(注3) 記名被保険者が30才以上34才以下の個人事業主で、実際にお車を運転する方が35才以上の場合等もこの区分に該当します。

(3) 型式別料率クラス制度

自家用(普通・小型)乗用車の保険料について、ご契約のお車の型式ごとの事故発生状況等に基づき決定された料率クラスを適用する仕組みです。料率クラスは、1～9クラスの9段階(注)で、補償の種類(対人賠償・自損傷害、対物賠償、人身傷害・搭乗者傷害、車両)ごとに決定されます。なお、毎年1回、1月1日付で料率クラスの見直しを行います。

(注) 数値が大きいくほど保険料が高くなります。

(4) 割引制度

ノンフリート多数割引

お車を2台以上まとめてご契約いただくと、保険料が割引となります。

手続もまとめて
1回ですむので、
便利です！

2台お持ちなら



3～5台お持ちなら



6台以上お持ちなら



1DAYマイレージ割引
(24時間自動車保険無事故割引)

『1DAY保険』(24時間単位型自動車運転者保険)の既契約回数と事故の有無に応じて、保険料が割引となります。

1日分の自動車保険
1DAY保険

割引
最大20%

その他、保険料が安くなるさまざまな割引をご用意しています。

ゴールド免許割引	始期日時点で有効な記名被保険者の運転免許証の色がゴールドの場合、保険料が10%割引となります。
長期優良割引	20等級、事故有係数適用期間0年で、1年間無事故なら保険料が1.5%割引となります。
運転者本人・配偶者限定割引	運転者本人・配偶者限定特約をセットした場合、対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険、車両保険などの保険料が約7%割引となります。
運転者家族限定割引	運転者家族限定特約をセットした場合、対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険、車両保険などの保険料が1%割引となります。
新車割引	ご契約の始期日が初度登録(初度検査)から25か月以内の場合に保険料が割引となります。

上記のほかにも、福祉車両割引 セカンドカー割引 もあります。

割引内容の詳細や適用条件等は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

※契約内容の変更を行う場合、ご契約条件によって割引が適用されないことがあります。たとえば、1DAYマイレージ割引(24時間自動車保険無事故割引)、長期優良割引または新車割引について保険期間中にご契約のお車の用途車種を割引対象外の用途車種に変更した場合は、割引は適用されません。

(5) 払込方法

お好きな払込方法をお選びいただけます。

便利なキャッシュレスで払い込みいただけます。●口座振替 ●クレジットカード払(登録方式) ●払込票払

※クレジットカード払(登録方式)および払込票払は、取扱代理店やご契約内容によってはご選択いただけない場合があります。



3. 補償の重複について

ご家庭において複数の自動車保険をご契約されている場合、それぞれのお車のご契約に、P7に記載している、補償が重複する可能性のある特約(ご本人とご家族が補償の対象となる特約)をセットされていることがあります。この場合、補償が重複している部分の保険料を節約できるケースがありますので、ご家族のお車のご契約を、まとめてご相談ください。

【それぞれの特約のセット例】

夫婦とお子さま1人の3人家族が、父(ご本人)と同居のお子さまでお車を2台お持ちの場合

それぞれの特約の補償範囲については、補償の詳細ページをご覧ください。

		1台目 父(ご本人)	2台目 同居のお子さま
車外での事故によるケガ(注1)	自動車事故特約 P23 交通乗用具事故特約 P23	いずれかの特約を1世帯に1特約セット	
日常生活における損害賠償	日常生活賠償特約 (保険金額・無制限) P28	1世帯に1特約セット ※火災保険、傷害保険等、他の保険商品でも同様に補償される特約等がありますのでご注意ください。	
交渉を弁護士に 依頼する費用(注2)	自動車事故弁護士費用特約 P27 弁護士費用特約 P27	弁護士費用特約を1世帯に1特約セット ※自動車事故弁護士費用特約は、1台ごとにセットする必要があります。2台以上お車をお持ちの方は、1世帯で任意の1台にセットすればよい弁護士費用特約のセットをおすすめします。	
バイクに搭乗中の 事故	ファミリーバイク(人身傷害型)特約 P28 ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約 P28	いずれかの特約を1世帯に1特約セット	

(注1) 自動車事故特約または交通乗用具事故特約をセットしたご契約のお車が2台以上あり、それぞれのご契約の保険金額が無制限以外の場合、補償が重複する部分については保険金額が増額されます。

(注2) 弁護士費用特約をセットしたご契約が2台以上ある場合など、保険金額が増額されるケースがあります。

「自動車事故特約と交通乗用具事故特約」「自動車事故弁護士費用特約と弁護士費用特約」「ファミリーバイク(人身傷害型)特約とファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約」をそれぞれ1台目と2台目にセットした場合も補償の重複が発生します。家族構成にあわせた、それぞれの特約のセット方法については、取扱代理店へご相談ください。

補償内容と保険金をお支払いしない主な場合

(補償・特約についてのご説明)

マークのご説明

「保険金をお支払いしない主な場合」で使用されているマークは、次のとおりです。表示されているマークに該当する場合は、保険金をお支払いできません。

このパンフレットに記載の保険金をお支払いしない場合は、主なケースのみです。詳細は『ご契約のしおり(約款)』をご確認ください。

	故意 保険契約者、被保険者の故意によって生じた損害
	故意または重大な過失 ●人身傷害保険、自動車事故特約、交通乗用具事故特約、搭乗者傷害(入通院/2区分)特約、搭乗者傷害(入通院/2区分)倍額払特約、搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約、重度後遺障害時追加特約、ケアサポート費用特約、差額ベッド費用特約の場合 ・被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた損害またはケガ ・損害またはケガが保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた場合は、その方の受け取るべき金額 ●車両保険、全損時諸費用特約、全損時諸費用倍額払特約、新車特約、車両全損(70%)特約、車両超過修理費用特約、レンタカー費用特約、地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約、車内手荷物特約、ロードサービス費用特約の場合 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害 ●自動車事故弁護士費用特約、弁護士費用特約の場合 被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた損害
	詐欺・横領 詐欺・横領によって生じた損害
	無免許運転、麻薬、酒気帯び 無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合にその本人に生じた損害またはケガ(注) (注) 車両保険、全損時諸費用特約、全損時諸費用倍額払特約、新車特約、車両全損(70%)特約、車両超過修理費用特約、レンタカー費用特約、車内手荷物特約、ロードサービス費用特約の場合 これらの状態での運転の場合に生じた損害
	闘争・自殺・犯罪 闘争行為・自殺行為・犯罪行為によってその本人に生じた損害またはケガ
	脳疾患・疾病・心神喪失 脳疾患・疾病・心神喪失によってその本人に生じた損害またはケガ
	承諾なし 自動車(注1)の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないで、自動車(注1)に搭乗中(注2)に生じた損害またはケガ (注1) 交通乗用具事故特約、弁護士費用特約の場合、「自動車または交通乗用具」をいいます。 (注2) 他車運転特約、ファミリーバイク(人身傷害型)特約、ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約の場合、「運転中」をいいます。
	第三者との約定 第三者との約定により加重された損害賠償責任(注)を負うことによって生じた損害 (注)「無過失の場合でも賠償する旨を定める」「あらかじめ通常の損害賠償責任を超える損害賠償額を定める」など、被保険者が第三者との間で損害賠償責任に関する約束を通常の損害賠償責任を超えて交わすことによって加重された損害賠償責任をいいます。
	創傷感染症 微傷に起因する創傷感染症(丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等)、またはそれによる損害
	競技・曲技等 ご契約のお車(注1)を競技・曲技のため等に使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害またはケガ(注2) (注1) 弁護士費用特約の場合、親族等所有自動車を含まず。 (注2) 次の自動車に搭乗中にその本人に生じた損害を含みます。 ・自動車事故特約、交通乗用具事故特約、自動車事故弁護士費用特約の場合 ご契約のお車以外の自動車 ・弁護士費用特約の場合 ご契約のお車および親族等所有自動車以外の自動車 ※親族等所有自動車とは、ご契約のお車以外の自動車であって、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが所有または常時使用する自動車をいいます。

	戦争、核燃料物質等 戦争・外国の武力行使・暴動、核燃料物質等によって生じた損害またはケガ
	地震・噴火・津波 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害またはケガ
	台風・洪水・高潮 台風・洪水・高潮によって生じた損害
	公権力の行使 国・公共団体の公権力の行使によって生じた損害
	欠陥・さびその他自然消耗、故障損害 欠陥・摩滅・腐しよく・さびその他自然消耗、故障損害
	取り外された部分品等、タイヤの単独損害 取り外された部分品・付属品に生じた損害、定着されていない付属品の単独損害、タイヤの単独損害
	法令により禁止されている改造を行った部分品等に生じた損害 法令により禁止されている改造を行った部分品・付属品に生じた損害
ご自身、父母、配偶者、お子さま、同居の親族などの間の賠償 ●対人賠償保険、対物賠償保険、対物超過修理費用特約の場合 次のいずれかに該当する方の生命または身体が害されたことにより、または、所有・使用または管理する財物が損害を受けたことにより、被保険者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害 ・記名被保険者 ・ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者 ・ご契約のお車を運転中の方の父母またはお子さま。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限り、 ・被保険者(対物賠償保険のみ) ・被保険者の配偶者 ・被保険者の父母またはお子さま。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限り、 ●自動車事故弁護士費用特約、弁護士費用特約の場合 次のいずれかに該当する方が賠償義務者である場合 ・記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さま、ご契約のお車の所有者(注1) ・被保険者の配偶者 ・被保険者の父母、またはお子さま。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限り、 ・被保険者の使用者。ただし、労働災害によって生じた身体の障害を被った場合に限り、 (注1) 弁護士費用特約の場合、親族等所有自動車の所有者を含みます。親族等所有自動車とは、ご契約のお車以外の自動車であって、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが所有または常時使用する自動車をいいます。 ●日常生活賠償特約(保険金額・無制限)の場合 被保険者(注2)の同居の親族に対する損害賠償責任を負うことによって生じた損害 (注2) 被保険者が責任無能力者の親権者および監督義務者である場合は、「被保険者が監督する責任無能力者」とします。	
	企業内の賠償 ●対人賠償保険の場合 次のいずれかに該当する方の生命または身体が害されたことにより、被保険者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害 ・被保険者の業務に従事する従業員 ・被保険者の使用者の業務に従事する同僚。ただし、被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限り、(注1) (注1) ご契約のお車の所有者および記名被保険者が個人である場合は、記名被保険者同僚災害特約により補償されます。 ●日常生活賠償特約(保険金額・無制限)の場合 被保険者(注2)の業務に従事する従業員の生命または身体が害されたことに起因する損害賠償責任を負うことによって生じた損害 (注2) 被保険者が責任無能力者の親権者および監督義務者である場合は、「被保険者が監督する責任無能力者」とします。

商品の全体像

補償の概要

相手

おケガ

お車

加入例

ご確認事項

補償の詳細

用語のご説明など

相手への賠償

補償内容

対人賠償保険 すべてのご契約にセットできます。 示談交渉サービス付

ご契約のお車を運転中等の事故により他人の生命または身体を害し、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、被害者1名につきそれぞれ保険金額を限度に対人賠償保険金をお支払いします。なお、自賠責保険等により支払われるべき金額を超える部分に限りです。また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。

損害防止費用 権利保全行使費用 緊急措置費用 示談交渉費用 争訟費用

対物賠償保険 すべてのご契約にセットできます。 示談交渉サービス付

ご契約のお車を運転中等の事故により他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、保険金額を限度に対物賠償保険金をお支払いします。なお、免責金額を設定した場合には、損害賠償額から免責金額を差し引いてお支払いします。また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。

損害防止費用 権利保全行使費用 緊急措置費用 落下物取片づけ費用 原因者負担費用 示談交渉費用 争訟費用

対物超過修理費用特約 対物賠償保険付き契約にセットできます。

ご契約の対物賠償保険で対物賠償保険金をお支払いする事故により、相手自動車の修理費が時価額を上回り、その差額を実際に負担した場合に、「差額×過失割合」(50万円限度)を限度に対物超過修理費用保険金をお支払いします。^(注1)

ただし、相手自動車が事故日の翌日から6か月以内に修理された場合に限りです。

被保険者 (補償を受けられる方)

対人賠償保険、対物賠償保険、対物超過修理費用特約 共通

次のいずれかに該当する方です。

- ①記名被保険者
- ②ご契約のお車を使用または管理中の次のいずれかの方
 - ・記名被保険者の配偶者
 - ・「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
 - ・「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま
- ③記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を使用または管理中の方^(注2)
- ④記名被保険者の使用者^(注3)

保険金をお支払いしない主な場合

対人賠償保険、対物賠償保険、対物超過修理費用特約 共通



対人賠償保険の場合

上記に加えて
企業内

おケガの補償

補償内容

人身傷害保険 すべてのご契約にセットされます。^(注4)

ご契約のお車に搭乗中等の事故によりケガをして、死亡した場合、後遺障害が生じた場合、入院または通院した場合に、損害^(注5)について、被保険者1名につきそれぞれ保険金額を限度^(注6)に人身傷害保険金をお支払いします。

ただし、ケガをして重度後遺障害^(注7)が生じ、介護が必要となる場合は、被保険者1名につきそれぞれ保険金額の2倍の額を限度^(注8)に人身傷害保険金をお支払いします。

また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。

損害防止費用 権利保全行使費用 転院移送費用^(注9)

※相手の方からの賠償金や、労働者災害補償制度等による給付を受け取っている場合等は、その額を差し引いて保険金をお支払いします。

自動車事故特約 人身傷害保険付き契約にセットできます。

人身傷害保険の補償の対象となる事故の範囲を拡大し、自動車事故^(注14)によりケガをして、死亡した場合、後遺障害が生じた場合、入院または通院した場合も、人身傷害保険金をお支払いします。

※この特約をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

交通乗用具事故特約 人身傷害保険付き契約にセットできます。

人身傷害保険の補償の対象となる事故の範囲を拡大し、交通乗用具事故^(注15)によりケガをして、死亡した場合、後遺障害が生じた場合、入院または通院した場合も、人身傷害保険金をお支払いします。

※この特約をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

搭乗者傷害(入通院／2区分)特約 人身傷害保険付き契約にセットできます。

ご契約のお車に搭乗中の事故によりケガをして、事故日からその日を含めて180日以内に入院または通院した場合に、被保険者1名につきそれぞれ次の2区分のうちいずれかの金額を医療保険金としてお支払いします。

区分	入院または通院の合計日数	保険金	金額
①	5日未満	5日未満入通院保険金	1万円
②	5日以上	5日以上入通院保険金	10万円

搭乗者傷害(入通院／2区分)倍額払特約 搭乗者傷害(入通院／2区分)特約付き契約にセットできます。

搭乗者傷害(入通院／2区分)特約の保険金の金額を2倍にして、医療保険金をお支払いします。

被保険者 (補償を受けられる方)

次のいずれかに該当する方^(注10)です。

- ①ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方

自動車事故特約および交通乗用具事故特約の被保険者①～④の方が搭乗中の場合も、補償の対象となります。

- ②①以外でご契約のお車の所有者^(注11)^(注12)
- ③①および②以外でご契約のお車の運転者^(注12)^(注13)

自動車事故特約、交通乗用具事故特約 共通

次のいずれかに該当する方^(注10)です。

- ①記名被保険者
- ②記名被保険者の配偶者
- ③「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
- ④「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま
- ⑤①～④のいずれかの方が運転中^(注16)のご契約のお車以外の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方

搭乗者傷害(入通院／2区分)特約、搭乗者傷害(入通院／2区分)倍額払特約 共通

ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方^(注10)です。

「ご契約のお車の運転者」も含まれます。

保険金をお支払いしない主な場合



自動車事故特約、交通乗用具事故特約 共通



搭乗者傷害(入通院／2区分)特約、搭乗者傷害(入通院／2区分)倍額払特約 共通



おケガの補償

補 償 内 容

搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約 すべてのご契約にセットできます。

ご契約のお車に搭乗中の事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が生じた場合に、次の保険金をお支払いします。

- 事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、被保険者1名につきそれぞれ保険金額の全額^(注17)を死亡保険金としてお支払いします。
- 事故日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、その程度に応じて被保険者1名につきそれぞれ保険金額の4%～100%を後遺障害保険金としてお支払いします。^(注18)

重度後遺障害時追加特約 人身傷害保険付き契約にセットできます。

ご契約の人身傷害保険で人身傷害保険金のお支払対象となる事故によりケガをして重度後遺障害^(注7)が生じ、介護が必要となる場合に、次の保険金をお支払いします。

住宅改造費用保険金	介護のために住宅を改造する場合に、実際に負担した費用 ^(注19) について、被保険者1名につきそれぞれ500万円を限度に住宅改造費用保険金をお支払いします。
福祉関連費用保険金	福祉車両を取得する場合もしくは所有するお車を福祉車両に改造する場合、または車いす・特殊ベッドを取得した場合に、実際に負担した費用 ^(注19) について、被保険者1名につきそれぞれ500万円を限度に、福祉関連費用保険金をお支払いします。

また、ケガをして後遺障害^(注20)が生じ、リハビリテーション訓練等が必要となる場合に、次の保険金をお支払いします。

リハビリテーション訓練等保険金	リハビリテーション訓練等が必要と認められて、対象期間 ^(注21) 中に取り組んだ場合に、1事故につき被保険者1名に対して、訓練期間1か月あたり5万円をリハビリテーション訓練等保険金としてお支払いします。
-----------------	--

ケアサポート費用特約 人身傷害保険付き契約にセットできます。

ご契約の人身傷害保険で人身傷害保険金のお支払対象となる事故によりケガをして入院した場合に、実際に負担した次の費用^(注22)について、被保険者1名につきそれぞれ合計200万円を限度にケアサポート費用保険金をお支払いします。

ホームヘルパー雇入費用	家事に従事する方が入院した場合または入院した方に付き添う場合に、ホームヘルパーを雇う費用について、1日あたり2万円を限度にお支払いします。
介護ヘルパー雇入費用	介護をする方が入院した場合または入院した方に付き添う場合に、介護ヘルパーを雇う費用について、1日あたり2万円を限度にお支払いします。
ベビーシッター雇入費用	育児をする方が入院した場合または入院した方に付き添う場合に、ベビーシッターを雇う費用について、1日あたり2万円 ^(注23) を限度にお支払いします。
保育施設預け入れ費用	育児をする方が入院した場合または入院した方に付き添う場合に、お子さまを保育施設に預ける費用について、1日あたり2万円 ^(注23) を限度にお支払いします。
ペットシッター雇入費用	ペット ^(注24) の世話を主として行う方が入院した場合または入院した方に付き添う場合に、ペットシッターを雇う費用について、1日あたり2万円 ^(注25) を限度にお支払いします。
ペット専用施設預け入れ費用	ペット ^(注24) の世話を主として行う方が入院した場合または入院した方に付き添う場合に、ペット ^(注24) をペット専用施設に預ける費用について、1日あたり2万円 ^(注25) を限度にお支払いします。
医療情報提供サービス利用費用	医療情報提供サービス ^(注26) を利用した費用について、1事故につき5万円を限度にお支払いします。

差額ベッド費用特約 人身傷害保険付き契約にセットできます。

ご契約の人身傷害保険で人身傷害保険金のお支払対象となる事故によりケガをして入院し、被保険者のご希望により個室等を使用した場合に、実際に負担した差額ベッド費用^(注27)について、被保険者1名につきそれぞれ入院1日目から最大90日間、1日あたり15,000円を限度にお支払いします。

被 保 険 者 (補償を受けられる方)

搭乗者傷害(入院通院／2区分)特約と同じです。

重度後遺障害時追加特約、ケアサポート費用特約、差額ベッド費用特約 共通

人身傷害保険と同じです。

保険金をお支払いしない主な場合

搭乗者傷害(入院通院／2区分)特約と同じです。

重度後遺障害時追加特約、ケアサポート費用特約、差額ベッド費用特約 共通

人身傷害保険と同じです。

商品の全体像

補償の概要

相手

おケガ

お車

加入例

ご確認事項

補償の詳細

用語のしるし

- (注1) 対物賠償保険金をお支払いする場合に限りま。
- (注2) 業務として受託したご契約のお車を使用または管理している自動車取扱業の方を除きます。
- (注3) 記名被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限りま。
- (注4) 次の場合は人身傷害保険をセットしないこともできます。
- ・対人賠償保険のみセットする場合
 - ・車両保険のみセットする場合
 - ・対人賠償保険および対物賠償保険のみセットする場合
- (注5) 損害とは治療費、休業損害、精神的損害、逸失利益、将来の介護料、葬儀費等をいいます。また損害の額は、普通保険約款に記載した基準に従い当社が認定を行います。
- (注6) 保険金額が無制限以外のご契約で、無保険車との事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が生じた場合で、十分な賠償を受けられないときは、2億円を限度とします。ただし、被保険者の同居の父母が賠償義務者となる場合等は保険金額を限度とします。なお、無保険車とは対人賠償保険が契約されていない自動車等をいいます。
- (注7) 普通保険約款別表1の1の第1～2級または別表1の2の第1～2級、第3級④の後遺障害をいいます。
- (注8) 保険金額が無制限以外のご契約が対象です。なお、保険金額が1億円以下の場合で、(注6)が適用できるときは、(注6)に定める限度額(2億円)を優先して適用します。
- (注9) 被保険者1名につき、転院1回分に限り、100万円を限度としてお支払いします。
- (注10) 極めて異常かつ危険な方法で自動車(交通乗用具事故特約の場合は、自動車または交通乗用具)に搭乗中の方、および業務として自動車を受託している自動車取扱業の方を除きます。
- (注11) ご契約のお車を所有する方のほか、ご契約のお車を使用する権利を持つ方で自己のためにご契約のお車を運行の用に供する方(ご契約のお車を借りている方など)をいいます。
- (注12) ご契約のお車の保有者または運転者が、ご契約のお車の運行に起因する事故によりケガをして、それにより生じた損害に対して自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限りま。
- (注13) 他人のためにご契約のお車を運転またはその補助に従事する方(会社の業務のためにご契約のお車を運転する方や運転助手の方など)をいいます。

- (注14) ご契約のお車以外の自動車の運行事故(歩行中に自動車にはねられた等)をいいます。
- (注15) ご契約のお車以外の自動車の運行事故(歩行中に自動車にはねられた等)や、交通乗用具の事故等をいいます。なお、交通乗用具とは、電車、自転車、航空機、船舶、エレベーター等をいいます。
- (注16) 駐車中または停車中を除きます。
- (注17) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を差し引きま。
- (注18) 180日を超えて治療が必要な場合は、医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。なお、被保険者からの請求がある場合には、181日目における医師の診断に基づくことができます。
- (注19) 事故日から、重度後遺障害が生じた日の翌日から1年後の応当日までに負担した費用とします。
- (注20) 普通保険約款別表1の1の第1～2級または別表1の2の第1～7級の後遺障害をいいます。
- (注21) 後遺障害の症状固定日以後、最初のリハビリテーション訓練等の開始日または最初に取得した福祉関連機器の取得日のいずれか早い日の属する月から、その月を含めて24か月までの期間をいいます。ただし、後遺障害の症状固定日の属する月からその月を含めて36か月以内の期間に限りま。
- (注22) 入院期間中に負担した費用とします。ただし、医療情報提供サービス利用費用については、事故日から「治療最終日の翌日から90日後の日」までの期間中に負担した費用とします。
- (注23) ベビーシッター雇入費用と保育施設預け入れ費用は、合計して1日あたり2万円を限度とします。
- (注24) 世話を主として行う方個人の家庭で飼っている犬または猫をいいます。
- (注25) ペットシッター雇入費用とペット専用施設預け入れ費用は、合計して1日あたり2万円を限度とします。
- (注26) 治療方針等に関するアドバイス、症状に応じた医療機関情報の提供、受診のサポート等の有償サービスをいいます。
- (注27) 健康保険の給付対象とならない特定病室(個室等)の入院費用から、普通病室の入院費用(人身傷害保険でお支払いします)を差し引いた額をいいます。

お車の補償

補 償 内 容

車両保険 すべてのご契約にセットできます。

衝突、接触等の事故によりご契約のお車に損害が生じた場合に、損害の額(修理費等)から免責金額を差し引いた額^(注1)について、保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。

損害防止費用 権利保全行使費用 運搬費用^(注2) 盗難引取費用^(注2) 共同海損分担費用

車両危険限定特約 車両保険付き契約にセットできます。

車両保険の補償の対象となる事故の範囲を限定し、「相手自動車^(注3)との衝突・接触事故」および「火災・爆発・盗難・いたずら等のお車の走行に起因しない事故」に限り、車両保険金をお支払いします。ただし、相手自動車との衝突・接触事故については、相手自動車およびその運転者または所有者が確認できた場合に限り保険金をお支払いします。

車両価額協定保険特約 車両保険付き契約に必ずセットされます。

ご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月(初度検査年月)で同じ損耗度^(注4)の自動車の市場販売価格相当額をご契約のお車の価額として協定し、その価額を保険金額として定め、車両保険金をお支払いします。

※保険金額がご契約のお車の時価額を著しく超える場合は、その時価額を限度にお支払いします。

車両保険無過失事故特約 車両保険付き契約にセットできます。

ご契約のお車と相手自動車^(注3)との衝突・接触事故でご契約のお車を使用・管理している方に過失がない場合は、継続契約の等級および事故有係数適用期間において事故件数に数えない事故として、車両保険金をお支払いします。^(注5)^(注6)ただし、相手自動車およびその運転者または所有者が確認できた場合に限りです。

全損時諸費用特約 車両保険付き契約にセットできます。

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故により、ご契約のお車が全損となった場合に、保険金額の10%(20万円限度)を全損時諸費用保険金としてお支払いします。^(注7)^(注8)^(注9)

全損時諸費用倍額払特約 全損時諸費用特約付き契約にセットできます。

全損時諸費用特約の保険金の金額を2倍にして、全損時諸費用保険金をお支払いします。

新車特約 満期日が初度登録(初度検査)から61か月以内の車両保険付き契約にセットできます。

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故によりご契約のお車に大きな損害^(注10)が生じ、お車の買替または修理をした場合に、次の損害の額について新車保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。^(注11)

お車を買って替えた場合 買い替えたお車の取得価額(車両本体価格+付属品の価格+消費税)^(注12)

お車を修理した場合 修理費

車両全損(70%)特約 始期日が初度登録(初度検査)から25か月超の車両保険付き契約(車両保険金額が50万円以上)にセットできます。

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故により、ご契約のお車に車両保険金額の70%以上の損害が生じ、ご契約のお車の所有権を当社が取得することに被保険者が同意した場合に、全損とみなして車両保険金をお支払いします。^(注13)

車両超過修理費用特約 始期日が初度登録(初度検査)から25か月超の車両保険付き契約にセットできます。

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故によりご契約のお車に損害が生じ、修理費が保険金額を上回る場合に、その差額について、30万円を限度に車両保険金をお支払いします。ただし、事故日の翌日から6か月以内にご契約のお車を修理した場合に限りです。

レンタカー費用特約 ロードサービス費用特約付き契約にセットできます。

衝突・接触等の事故によりご契約のお車に損害が生じた場合、自力走行が可能で法令上も走行に支障がない状態であるが、修理等によりご契約のお車が使用できない間、当社が使用について承認するレンタカーを借りるために実際に負担した費用^(注14)を、最大30日間、1日あたり保険金日額を限度にお支払いします。

※1 「車両盗難対象外特約をセットした契約における盗難によって生じた損害」、「欠陥、摩滅、腐し、およびその他自然の消耗」、および「故障による損害」については、レンタカー費用保険金をお支払いしません。

※2 衝突・接触等の事故や故障等による「自力走行不能時のレンタカー費用」は、ロードサービス費用特約からレンタカー費用保険金が支払われるため、この特約からレンタカー費用保険金をお支払いしません。

地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約 車両保険(一般車両)付き契約にセットできます。

地震・噴火またはこれらによる津波によりご契約のお車が全損^(注15)となった場合に、50万円を地震等保険金としてお支払いします。ただし、車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額を地震等保険金としてお支払いします。

※1 この特約をセットしない場合は、車両保険付き契約であっても、地震・噴火またはこれらによる津波によりご契約のお車に損害が生じたときには保険金をお支払いしません。また、車両保険と異なり、実際の修理費等について保険金をお支払いするものではありません。

※2 地震等保険金をお支払いした場合であっても、当社はご契約のお車の所有権を取得せず、廃車や撤去等に要する費用を負担しません。

車内手荷物等特約 車両保険付き契約にセットできます。

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故によりご契約のお車の車室内やトランク内に収容等された個人所有の動産^(注16)に損害が生じた場合に、損害の額(修理費等)について、保険金額を限度に車内手荷物等保険金をお支払いします。^(注7)^(注17)また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。

損害防止費用 権利保全行使費用 盗難引取費用 共同海損分担費用

被 保 険 者 (補償を受けられる方)

ご契約のお車を所有する方です。

全損時諸費用特約、全損時諸費用倍額払特約、新車特約、車両全損(70%)特約、車両超過修理費用特約 共通

車両保険と同じです。

ご契約のお車の所有者です。

記名被保険者です。

個人が所有する動産^(注16)の所有者^(注18)です。

保険金をお支払いしない主な場合



全損時諸費用特約、全損時諸費用倍額払特約、新車特約、車両全損(70%)特約、車両超過修理費用特約、レンタカー費用特約 共通

車両保険と同じです。



など

補 償 内 容

ロードサービス費用特約 すべてのご契約にセットされます。(注19)

衝突・接触等の事故や故障、走行障害(注20)または落輪(注21)によりご契約のお車が自力走行できなくなった場合に、次の保険金をお支払いします。(注22)

運搬・搬送・ 引取費用 保険金	実際に負担した次の費用について、30万円(車両保険をセットする場合は車両保険金額の10%または30万円のいずれか高い額)を限度に運搬・搬送・引取費用保険金をお支払いします。 ・ご契約のお車を事故・故障現場または走行障害(注20)が発生した場所から修理工場等へ運搬したり、修理後に引き取るための費用 ・落輪したご契約のお車を、クレーン等で引き上げる費用
臨時宿泊 費用保険金	事故・故障現場または走行障害(注20)が発生した場所の最寄りのホテル等に臨時に宿泊する場合に、実際に負担した1泊分の費用について、被保険者1名につきそれぞれ1万円を限度に臨時宿泊費用保険金をお支払いします。
臨時帰宅・ 移動費用 保険金	事故・故障現場または走行障害(注20)が発生した場所からご自宅や出発地または当面の目的地へ移動する場合に、実際に負担した交通費(注23)から1,000円を差し引いた金額について、被保険者1名につきそれぞれ2万円を限度に臨時帰宅・移動費用保険金をお支払いします。
レンタカー 費用保険金	当社が使用について承認するレンタカーを借りるために実際に負担した費用(注14)について、次のとおりレンタカー費用保険金をお支払いします。 ・衝突・接触等の事故によりご契約のお車が自力走行できなくなった場合(最大30日間、1日あたり7,000円を限度(注24)) ・故障または走行障害(注20)によりご契約のお車が自力走行できなくなった場合(最大15日間、1日あたり7,000円を限度(注24)) ※車両盗難対象外特約をセットした場合は、盗難によって生じた損害については、レンタカー費用保険金をお支払いしません。

※移動費用対象外特約をセットした場合は、臨時宿泊費用保険金、臨時帰宅・移動費用保険金、レンタカー費用保険金をお支払いしません。

被 保 険 者 (補償を受けられる方)

<運搬・搬送・引取費用保険金をお支払いする場合>
次のいずれかに該当する方(注25)です。

- ①記名被保険者
- ②ご契約のお車の所有者
- ③①および②以外でご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方

<臨時宿泊費用保険金、臨時帰宅・移動費用保険金をお支払いする場合>

ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方(注25)

<レンタカー費用保険金をお支払いする場合>

ご契約のお車の所有者

保険金をお支払い しない主な場合



■積雪、雨・雪による水たまり、路面の凍結、礫または砂地・湿地等が原因で、自力走行不能となった場合に生じた損害

■運搬費用および盗難引取費用について車両保険金をお支払いする損害

など

ロードサービス費用特約 をセットした場合 **おクルマQQ隊** をご提供します。

ただし、移動費用対象外特約をセットしている場合、おクルマQQ隊のうち宿泊サポートQQサービスおよび移動サポートQQサービスをご提供しません。

ご 注 意 点

- おクルマQQ隊をご利用の際は、必ず「**おクルマQQ隊専用ダイヤル**」へご連絡をお願いします。なお、ご自身でレッカーを手配された場合でも、車両保険またはロードサービス費用特約の対象となることがあります。また、ご自身で宿泊施設または交通機関を手配された場合でも、ロードサービス費用特約の対象となることがあります。
- 車両預かりにかかる保管料、部品代、消耗品代等、**サービス費の対象とならない費用が生じた場合、これらの費用はお客さまのご負担となります。**また、一部地域(離島など)ではサービスをご利用いただけない場合があります。
- 下記はおクルマQQ隊の概要をご説明したものです。詳しくは『ご契約のしおり(約款)』に記載の「ロードサービスご利用規約」をご参照ください。

レッカーQQ手配サービス

事故または故障等により自力走行不能となった場合に、レッカー業者を手配し、レッカーけん引等に必要な費用をお支払いします。ただし、車両保険またはロードサービス費用特約の対象となる費用については、車両保険金またはロードサービス費用保険金を優先して支払い、レッカーQQ手配サービスでは重ねてお支払いしません。(注26)

故障トラブル・ガス欠QQサービス

故障やトラブル、ガス欠により自力走行不能となった場合に、現場で次の応急修理・軽作業を行います。ただし、バッテリー上がりやガス欠は、保険期間中それぞれ1回(保険期間が1年超のご契約の場合は、1保険年度につきそれぞれ1回)のご利用に限りです。

- バッテリー上がり時のジャンピング
- キー閉じ込み時のドアの解錠
- ガス欠時のガソリン補給(最大10リットル)
- パンク時のスペアタイヤ交換
- 上記以外で、現場で30分以内で完了する応急修理・軽作業(注27)

(JAF会員向けメリット) お客さまがJAF会員の場合は、おクルマQQ隊のサービス範囲を超える作業料金・部品代等を4,000円まで無料とします。

各種情報提供サービス

レンタカー、ガソリンスタンドのご紹介等、快適なドライブをサポートするさまざまな情報をご提供します。

宿泊サポートQQサービス/移動サポートQQサービス

事故または故障等により自力走行不能となった場合に、次の対応を行います。ただし、レッカーQQ手配サービスのご利用を条件とします。

宿泊サポートQQサービス

事故または故障等の現場から当面の目的地までの移動が困難(注28)な場合は、近隣の宿泊施設をご案内(注29)し、その宿泊費用を宿泊された方お1人につき1万円を限度としてお支払いします。ただし、ロードサービス費用特約の対象となる費用については、ロードサービス費用保険金を優先して支払い、宿泊サポートQQサービスでは重ねてお支払いしません。

移動サポートQQサービス

事故または故障等の現場から当面の目的地への移動に必要な公共交通機関、タクシー会社をご案内(注30)し、その交通費(注23)をお1人につき自己負担額1千円を控除し2万円を限度としてお支払いします。ただし、ロードサービス費用特約の対象となる費用については、ロードサービス費用保険金を優先して支払い、移動サポートQQサービスでは重ねてお支払いしません。

「自力走行不能」とは

物理的・機能的に走行不能である状態、または法令により走行が禁じられる状態をいいます。ただし、積雪や凍結等によってスリップする状態、および砂浜または泥道等のために走行が困難な状態を含みません。

- (注1) 全損の場合は免責金額を差し引かずにお支払いします。
(注2) 運搬費用、盗難引取費用は、それぞれ保険金額の10%または30万円のいずれか高い額を限度とします。
(注3) 相手自動車には、「ご契約のお車の所有者」が所有する別のお車は含みません。
(注4) 時間の経過もしくは日常の使用に伴う消耗または劣化の程度をいいます。
(注5) 車両保険において、事故件数によって免責金額が定められている場合、次回事故時の免責金額の決定においても事故件数に数えません。
(注6) 新車特約、車両全損(70%)特約または車両超過修理費用特約により、車両保険金をお支払いする場合は、事故件数に数える事故としてお支払いします。
(注7) 車両保険金をお支払いする場合に限りです。
(注8) この特約とあわせて、新車特約をセットしており、お車を買回し替えたことにより新車保険金額を限度に車両保険金をお支払いする場合は、新車保険金額の10%(20万円限度)をお支払いします。
(注9) この特約とあわせて、車両全損(70%)特約をセットしており、全損時諸費用保険金が10万円を下回る場合は、10万円をお支払いします。
(注10) 大きな損害とは次のいずれかに該当する場合をいいます。
・お車を修理できない場合・修理費が車両保険金額以上となる場合
・損害の額(修理費等)が新車保険金額の50%以上となる場合。ただし、お車の内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じている場合に限ります。
(注11) 次の場合は、車両保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。
・事故日の翌日から90日以内にお車の買回しおよび修理をしない場合・ご契約のお車が盗難された場合
(注12) 取得価額が、車両価額協定保険特約の損害の額(修理費等)を下回る場合は、その損害の額(修理費等)を取得価額として車両保険金をお支払いします。
(注13) この特約とあわせて、全損時諸費用特約をセットしている場合は、全損時諸費用保険金もお支払いします。なお、全損時諸費用保険金が10万円を下回る場合は、10万円をお支払いします。
(注14) ガソリン等の燃料代は含みません。
(注15) 全損とは、車両保険や全損時諸費用特約等における全損とは異なり、この特約に定める条件に該当する場合をいいます。主な条件は次のとおりです。
●ご契約のお車に次のすべてを満たす損害が生じた場合
・自動車の屋根部分(ルーフ)について、補修では原状回復できず、ルーフ全体の交換を必要とする損傷があること
・自動車のルーフを支える支柱部分(ピラー)の3本以上、折損、断裂またはこれと同程度の損傷があること
・前面ガラスおよび後面ガラスに加え、左右いずれかのドアガラスに損傷があること
●ご契約のお車が流失または座面して発見されない場合
●ご契約のお車の運転席の座面を超えて浸水した場合 等

- (注16) カメラ、ゴルフバッグ等、日常生活の用に供する動産に限りです。また、現金、眼鏡、携帯電話等は個人所有の動産に含みません。
(注17) 保険金のご請求は記名被保険者を経由して行っていただきます。
(注18) ご契約のお車の使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗していた方および搭乗していたとみなされる方、ならびに業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者の方を除きます。
(注19) 対人賠償保険のみセットする場合は、例外としてセットできません。
(注20) 走行障害とは、キー閉じ込み、バッテリー上がり、タイヤチェーン等の巻き込み、電気自動車の電池切れ等(ガス欠は除きます。)をいいます。
(注21) 落輪は、運搬・搬送・引取費用保険金のみお支払いします。
(注22) ご契約のお車が、事故・故障現場または走行障害が発生した場所において応急修理等により自力走行できるようになった後に負担した費用については、保険金をお支払いしません。
(注23) ハイヤー、グリーン車、ビジネスクラスまたはファーストクラス等のご利用により通常の交通費を超過した場合の差額等、お支払いの対象とならない費用があります。
(注24) レンタカー費用特約をセットしている場合は、レンタカー費用特約における保険金日額を限度とします。
(注25) ご契約のお車の使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗していた方、極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の方、および業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者の方を除きます。
(注26) お客さまがJAF会員の場合は、JAFによる15kmまでの無料レッカーけん引サービス等に加えて当社のレッカーQQ手配サービス等をご利用いただけますので、より長距離のレッカーけん引が可能となります。
(注27) タイヤチェーンの着脱費用、バッテリーの充電費用、パンクの修理費用等はお客さまのご負担となります。
(注28) 事故または故障等の現場から当面の目的地へ移動することが地理的・時間的に困難であり、宿泊することが合理的である場合に限りです。
(注29) 宿泊施設のご案内は、自力走行不能となった地、時間帯等によっては提供できない場合があります。また、宿泊施設の手配を行うものではありません。
(注30) 公共交通機関、タクシー会社のご案内は、自力走行不能となった地、時間帯等によっては提供できない場合があります。また、公共交通機関、タクシー会社の手配を行うものではありません。

補 償 内 容

他車運転特約 すべてのご契約に必ずセットされます。

記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが、友人・知人等から臨時に借りたお車^(注1)を運転中^(注2)の事故について、対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険および車両保険のうちご契約にセットされている補償の保険金^(注3)をお支払いします。また、臨時に借りたお車の保険に優先して保険金をお支払いすることができます。^(注4)^(注5)

※運転者本人・配偶者限定特約をセットした場合は、特約により限定された運転者以外の方がお車を運転中の事故は補償しません。また、運転者年齢条件特約をセットした場合は、運転者年齢条件を満たさない方が運転中の事故は補償しません。

臨時代替自動車特約 すべてのご契約に必ずセットされます。

ご契約のお車が整備、修理、点検等のために使用できない間に、記名被保険者が臨時に借りたお車^(注7)を使用中の事故について、対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険および車両保険のうちご契約にセットされている補償の保険金^(注3)をお支払いします。また、臨時に借りたお車の保険に優先して保険金をお支払いすることができます。^(注4)^(注5)

※運転者本人・配偶者限定特約または運転者家族限定特約をセットした場合は、特約により限定された運転者以外の方がお車を運転中の事故は補償しません。また、運転者年齢条件特約をセットした場合は、運転者年齢条件を満たさない方が運転中の事故は補償しません。

自動車事故弁護士費用特約 弁護士費用特約と同時にセットできません。

自動車事故^(注8)により生命または身体を害されたり、財物に損害を受け、損害賠償請求費用や法律相談費用^(注9)を負担した場合に、次の保険金をお支払いします。

- 相手の方へ損害賠償請求を行う場合に、実際に負担した損害賠償請求費用^(注10)について、被保険者1名につきそれぞれ300万円を限度に損害賠償請求費用保険金をお支払いします。
- 弁護士、司法書士または行政書士に法律相談を行う場合に、実際に負担した法律相談費用について、被保険者1名につきそれぞれ10万円を限度に法律相談費用保険金をお支払いします。

弁護士費用特約 自動車事故弁護士費用特約と同時にセットできません。

日常生活の事故^{(自動車事故^(注8)を含みます)}により生命または身体を害されたり、財物に損害を受け、損害賠償請求費用や法律相談費用^(注9)を負担した場合に、次の保険金をお支払いします。

- 相手の方へ損害賠償請求を行う場合に、実際に負担した損害賠償請求費用^(注10)について、被保険者1名につきそれぞれ300万円を限度に損害賠償請求費用保険金をお支払いします。
- 弁護士、司法書士または行政書士に法律相談を行う場合に、実際に負担した法律相談費用について、被保険者1名につきそれぞれ10万円を限度に法律相談費用保険金をお支払いします。

※親族等所有自動車^(注11)も補償の対象となります。この特約をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

被 保 険 者 (補償を受けられる方)

＜対人賠償保険、対物賠償保険の保険金をお支払いする場合＞
次のいずれかに該当する方です。

- ①記名被保険者
 - ②記名被保険者の配偶者
 - ③「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
 - ④「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま
- ＜人身傷害保険、車両保険、無保険車傷害特約の保険金をお支払いする場合＞
ご契約のお車が臨時に借りたお車となるほか、それぞれの補償および特約の被保険者と同じです。
- ＜自損傷害特約の保険金をお支払いする場合＞
臨時に借りたお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の次のいずれかに該当する方^(注6)です。
- ①記名被保険者
 - ②記名被保険者の配偶者
 - ③「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
 - ④「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま

＜対人賠償保険、対物賠償保険の保険金をお支払いする場合＞
次のいずれかに該当する方です。

- ①記名被保険者
 - ②記名被保険者の配偶者
 - ③「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
 - ④「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま
 - ⑤記名被保険者の役員
 - ⑥記名被保険者の使用人
- ＜人身傷害保険、車両保険、無保険車傷害特約、自損傷害特約の保険金をお支払いする場合＞
ご契約のお車が臨時に借りたお車となるほか、それぞれの補償および特約の被保険者と同じです。

自動車事故弁護士費用特約、弁護士費用特約 共通 次のいずれかに該当する方^(注12)です。

- ①記名被保険者
- ②記名被保険者の配偶者
- ③「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
- ④「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま
- ⑤①～④の方が運転中^(注2)のご契約のお車^(注13)以外の自動車^(注14)の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方
- ⑥①～⑤以外の方でご契約のお車^(注13)の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方

自動車事故弁護士費用特約の場合 上記に加えて

- ①～⑥以外でご契約のお車の所有者^(注15)

弁護士費用特約の場合 上記に加えて

- ①～⑥以外でご契約のお車または親族等所有自動車^(注11)の所有者^(注15)^(注16)

保険金をお支払いしない主な場合



承諾なし

上記に加えて

- 運転者の使用者の業務のために、使用者が所有する自動車を運転中に生じた損害
- 運転者が役員となっている法人の所有する自動車を運転中に生じた損害 など

自動車事故弁護士費用特約、弁護士費用特約 共通



自動車事故弁護士費用特約の場合 上記に加えて

- 親族等所有自動車^(注11)に搭乗中に生じた損害、親族等所有自動車^(注11)に搭乗していない場合に車室内・トランク内に収容または荷台・キャリアに固定されている財物に生じた損害 など

弁護士費用特約の場合 上記に加えて



など

その他の特約

補償内容

日常生活賠償特約(保険金額・無制限) すべてのご契約にセットできます。 **示談交渉サービス付**

国内における日常生活の事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、日常生活賠償保険金をお支払いします。保険金額は「無制限」です。また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。

損害防止費用 権利保全行使費用 緊急措置費用 示談交渉費用 争訟費用

※この特約をセットした自動車保険や、補償内容が同様の保険契約(自動車保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

ファミリーバイク(人身傷害型)特約 対人・対物賠償保険および人身傷害保険付き契約にセットできます。

ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約 対人・対物賠償保険および人身傷害保険(または自損傷害特約・無保険車傷害特約)付き契約にセットできます。

記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが、原動機付自転車(注17)を運転中等の事故について、次の保険金をお支払いします。また、臨時に借りた原動機付自転車の保険に優先して保険金をお支払いすることができます。

適用される補償 特約名	相手への賠償		おケガの補償		
	おケガの賠償	モノの賠償	自損事故(注18)	無保険車(注19)との事故	左記以外の事故(相手に過失がある事故など)
ファミリーバイク(人身傷害型)特約	○ (対人賠償保険の保険金)	○ (対物賠償保険の保険金)	○ (人身傷害保険の保険金)		
ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約	○ (対人賠償保険の保険金)	○ (対物賠償保険の保険金)	○ (この特約で定める自損傷害保険金)	○ (この特約で定める無保険車傷害保険金)	×

※1 ご契約に車両保険をセットしている場合でも、原動機付自転車に生じた損害については、車両保険金をお支払いしません。

※2 この特約をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

※3 ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約でお支払いする「自損傷害保険金」および「無保険車傷害保険金」の内容については、『ご契約のしおり(約款)』をご確認ください。

ファミリーバイクとは原動機付自転車(125cc以下のバイクなど)をいいます。詳しくはP29の「用語のご説明」の「原動機付自転車」をご覧ください。

被保険者 (補償を受けられる方)

次のいずれかに該当する方です。

- ①記名被保険者
- ②記名被保険者の配偶者
- ③「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
- ④「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま
- ⑤①～④のいずれかの方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、および監督義務者等

ファミリーバイク(人身傷害型)特約、ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約 共通

次のいずれかに該当する方です。

- ①記名被保険者
- ②記名被保険者の配偶者
- ③「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
- ④「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま

保険金をお支払いしない主な場合



<対人賠償保険・対物賠償保険のみ>



承諾なし

上記に加えて

■被保険者が所有・使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務のために従業員が運転中に生じた損害

■被保険者の使用者の所有する原動機付自転車を、使用者の業務のために被保険者が運転中に生じた損害

など

- (注1) 自家用8車種の場合に限ります。ただし、次のお車は除きます。
- ・記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族が所有または常時使用するお車
 - ・「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さまが所有または常時使用するお車を自ら運転中の場合は、そのお車

(注2) 駐車中または停車中を除きます。

(注3) 自損傷害特約および無保険車傷害特約をセットしている場合は、それらの保険金を含みます。

(注4) 車両保険金をお支払いする場合は、臨時に借りたお車の時価額を限度とします。

(注5) <他車運転特約の場合>
この特約により保険金をお支払いした場合、継続契約の等級および事故有係数適用期間の決定における事故件数のカウントは、ご契約のお車を運転中の事故の場合と同様です。

<臨時代替自動車特約の場合>
この特約により保険金をお支払いした場合、継続契約の等級および事故有係数適用期間の決定における事故件数のカウントは、ご契約のお車を使用中の事故の場合と同様です。

(注6) 極めて異常かつ危険な方法で臨時に借りたお車に搭乗中の方を除きます。

(注7) ①～③の方が所有するお車を除きます。

- ①記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さま
- ②記名被保険者の役員
- ③記名被保険者の使用人

(注8) ご契約のお車の運行事故(ご契約のお車が衝突した等)、ご契約のお車以外の自動車の運行事故(歩行中に自動車にはねられた等)をいいます。

(注9) 損害賠償請求費用および法律相談費用は、当社の同意を得て負担した費用に限ります。

(注10) 委任契約書の提出等により、あらかじめ当社の承認を得て委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬や訴訟費用等をいい、費用ごとに特約に定める金額を限度とします。

(注11) ご契約のお車以外の自動車であって、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが所有または常時使用する自動車をいいます。

(注12) <自動車事故弁護士費用特約の場合>
極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の方、および業務として自動車を受託している自動車取扱業の方を除きます。

<弁護士費用特約の場合>
極めて異常かつ危険な方法で自動車または交通乗用具に搭乗中の方、および業務として自動車を受託している自動車取扱業の方を除きます。

(注13) 弁護士費用特約の場合は、親族等所有自動車を含みます。

(注14) 「記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さま」の使用人が所有する自動車であって、被保険者が使用者の業務のために運転している自動車を除きます。

(注15) <自動車事故弁護士費用特約の場合>
ご契約のお車を運転中等の事故により生命または身体を害されたり、財物に損害を受けた場合に限り、

<弁護士費用特約の場合>
ご契約のお車または親族等所有自動車を運転中等の事故により生命または身体を害されたり、財物に損害を受けた場合に限り、

(注16) 親族等所有自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合はその買主、親族等所有自動車が1年以上を期間とする貸借契約(リース契約)により貸借されている場合はその借主をいいます。

(注17) 臨時に借りた原動機付自転車を含みます。

(注18) 自賠責保険等または政府の保障事業からお支払いを受けられない事故(相手がない事故、歩行者・自転車との事故や相手に過失がない事故など)をいいます。

(注19) 対人賠償保険が契約されていない自動車等をいいます。

用語のご説明

このパンフレットにおいて使われる用語についてご説明します。

	用語	説明
ア行	安心基本プラン	事故にあったしまった場合に、多くの方のニーズに応える基本補償をセットした、当社がおすすめのご契約の基本プランです。 ※「安心基本プラン」以外でご契約いただくこともできます。 詳しくはP5をご覧ください。
	おすすめオプション	お客さま一人ひとりのカーライフに応じてご希望によりセットできるおすすめの特約です。
カ行	解約日	保険期間の途中で保険契約が解約された日をいいます。
	記名被保険者	ご契約のお車を主に使用される方 ^(注) で、保険証券・保険契約継続証に記載された被保険者をいいます。 (注)主に使用される方とは、ご契約のお車を事実上自分の所有物とし、自由に支配・使用している方をいいます。
	原動機付自転車	二輪の場合は原動機の総排気量が125cc以下または定格出力が1.00キロワット以下(原動機の総排気量が50cc超125cc以下または定格出力が0.60キロワット超1.00キロワット以下の側車付の二輪車は除きます。)のものをいい、その他のものの場合は原動機の総排気量が50cc以下または定格出力が0.60キロワット以下のものをいいます。
	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見 ^(注) のないものを除きます。 (注)理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	ご契約のお車	保険契約により保険の対象となる自動車であって、保険契約者の指定に基づき保険証券・保険契約継続証の「ご契約のお車」欄に登録番号等が記載されている自動車をいいます。
	ご契約のお車の所有者	ご契約のお車を所有する方をいいます。ただし、ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合はその買主、ご契約のお車が1年以上を期間とする貸借契約(リース契約)により貸借されている場合はその借主をいいます。
	ご契約のお車を所有する方	車両保険により補償を受けられる方(車両保険の被保険者)をいいます。通常、自動車検査証の所有者欄に氏名または名称が記載されている方をいいます。
	時価額	損害が生じた地および時における同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月(初度検査年月)で同じ損耗度 ^(注) の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 (注)時間の経過もしくは日常の使用に伴う消耗または劣化の程度をいいます。
サ行	自家用8車種	用途車種が、自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下・最大積載量0.5トン以下)、自家用(小型・軽四輪)貨物車、および特種用途自動車(キャンピング車)に該当する自動車をいいます。
	始期日	保険期間の初日をいいます。
	事故有係数適用期間	「事故有」の割増引率を適用する期間(始期日時点における残り年数) ^(注) のことをいいます。 (注)事故有係数適用期間が0年の場合は、「無事故」の割増引率を適用します。
	自動車	原動機付自転車を含みます。
	修理費	損害が生じた地および時において、ご契約のお車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、ご契約のお車の復旧に際して、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認められるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

	用語	説明
タ行	所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
	親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
ナ行	全損	ご契約のお車の損傷を修理することができない場合、または修理費が協定保険価額 ^(注) 以上となる場合をいいます。 (注)保険契約者または被保険者と当社がご契約のお車の価額として保険契約締結時に協定した価額をいいます。 ※地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約については、上記と異なり、この特約に定める条件に該当する場合をいいます。
	治療	医師 ^(注) が必要であると認め、医師 ^(注) が行う治療をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
	通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
ハ行	入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。
マ行	被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
	保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券・保険契約継続証記載の保険期間をいいます。
	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害または傷害が生じた場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
	保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額をいいます。
	保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
ヤ行	保険年度	初年度については、始期日から1年間、次年度以降については、それぞれの始期日応当日から1年間をいいます。
	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
	満期日	保険期間の末日をいいます。
ラ行	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
	用途車種	ナンバープレート上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型ダンプカー、自家用バス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は当社が定める区分表によるものとします。

ご契約が満期を迎えるとき、当社から保険契約者に満期案内をお送りします。

Webで満期案内をご覧いただける、eco満期案内をおすすめします！

ご契約時にeco満期案内をご選択いただいた場合、書面の満期案内(『重要事項のご説明』を含みます)はお届けしませんが、代わりにご登録のメールアドレスへ満期のご連絡をいたします。当社ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)から、「お客さまWebサービス」の利用登録をいただくと、パソコンやスマートフォン等から、いつでも・どこでも満期案内をご確認いただけます。



※1 保険期間が1年未満のご契約等、ご契約内容によってはご選択いただけない場合があります。

※2 満期案内をWebでご覧いただける期間は満期の2か月前から満期の翌月末までとなります。

万一、継続手を忘れてしまった場合

継続手続特約をセットした場合、長期のお出かけなどで継続手を忘れたときでも補償を継続します。

- 口座振替等のキャッシュレスでご契約いただく場合、満期時における継続手を忘れたこと等により補償がなくなることを防ぐために、継続手続特約がセットできます。

※ノンフリート多数割引が適用されるご契約等、セットできない場合があります。

- 満期日までに当社からこの特約を適用しない旨のご連絡(注1)を行わず、かつお客さまから継続する・しないについて申出がない場合(お客さまと連絡が取れない場合等)は、継続前のご契約内容に準じた条件で自動的に継続し、保険料の口座振替等も行います。(注2)ただし、自動的に継続した場合でも、ご契約条件等を確認させていただくため、ご連絡が取れ次第、取扱代理店とのお手続が必要になります。

(注1) 過去の事故の発生状況によりご契約条件の見直しが必要な場合や、2年連続してお客さまと連絡が取れない場合等は、あらかじめ当社から特約を適用しない旨をご連絡します。この場合は、自動的に継続しません。

(注2) 所定の期日までに保険料が払い込まなかった場合は、自動的に継続しません。

- 当社での継続を希望されない場合は、あらかじめ取扱代理店または当社にご連絡ください。

ご注意いただきたい事項

〈ご契約について〉

- 保険期間は1年間です。また、1年超の長期契約や1年未満の短期契約もご契約可能です。
- 保険金額は、補償の種類ごとに保険金額を決めるものと、あらかじめ保険金額が決まっているものがあります。
- 満期返れい金・契約者配当金はありません。
- ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。

〈共同保険の場合について〉

- 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、当社は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。(なお、共同保険の引受保険会社およびそれぞれの会社の引受割合は決定しだいご案内します。)

〈取扱代理店について〉

- 取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

〈個人情報について〉

- ご契約に関する個人情報は、当社個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)に基づき取り扱います。詳しくは、当社ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

〈引受保険会社の経営が破綻した場合について〉

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。自動車保険は「損害保険契約者保護機構」の対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

① 契約確認・変更 (注)

まるで保険証券を持ち歩いているかのように、スマートフォンからご契約内容をご確認いただけます。また、ご契約内容の変更連絡もできます。

(注) 契約確認・変更をご利用いただくには、「お客さまWebサービス」の利用登録が必要です。

※一部のご契約を除きます。

③ 『運転力』診断

お車を運転中の運転診断機能・ドライブレコーダー機能をご利用いただけます。また、当社事故情報等から特定した事故多発地点への接近を通知する機能や気象情報に基づく、安全運転アドバイス機能もご利用いただけます。

※ドライブレコーダー機能のご利用には、スマートフォンをダッシュボード等に固定する車載キット(クレイドル)が必要です。



② 緊急時ナビ

事故や故障時に必要な対応をナビゲートするほか、おクルマQQ隊へ位置情報等を送信し、レッカーサービスのスムーズなご利用をサポートします。

※一部のご契約を除きます。

④ 事故サポート

万が一の事故発生時に、お電話やインターネットで当社にご連絡いただけます。また撮影した損害物や事故現場などの写真・動画を当社にご送信いただけます。

⑤ 安全運転チェッカー

ゲーム感覚で手軽に運転適性のチェックができます。

※パソコン、タブレット端末でもご利用可能です。

上記の他にも、お客さまが登録した代理店の紹介ページを表示できる「Myエージェント」、「ネットで加入できる保険申込手続」、「安心さいくる」、「災害時ナビ」や「海外旅行ナビ」をご用意しています。「スマ保」アプリのダウンロードや機能の詳細、対象OS等については、「スマ保」ホームページ(<http://www.ms-ins.com/sumaho/>)でご確認ください。

保険でできるエコ、はじめよう

eco保険証券とWeb約款をおすすめします!

eco保険証券とWeb約款は、パソコンやスマートフォン等を利用して、当社ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)でご契約内容や「ご契約のしおり(約款)」をご覧ください。



パソコンやスマートフォン等で満期案内をご覧いただけるeco満期案内もご用意しています!

詳しくはP30

ご契約時のご選択	概要
eco保険証券・Web約款	書面の保険証券・保険契約継続証と『ご契約のしおり(約款)』はお届けしませんが、代わりに「eco保険証券」のご利用方法を記載した『自動車保険ご契約内容の確認方法のご案内ハガキ』(以下『専用ハガキ』といいます。)をお届けします。『専用ハガキ』に記載のご利用方法に沿って、当社ホームページから「お客さまWebサービス」の利用登録を行い、ご契約内容をご確認ください。
Web約款	書面の『ご契約のしおり(約款)』はお届けしませんが、書面の保険証券・保険契約継続証はお届けします。

「eco保険証券・Web約款」や「Web約款」を新たにご選択いただいた場合、当社は地球環境保護への取組等に寄付を行います。※法人のご契約者さま向けには「法人eco保険証券」をご用意しています。詳細については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

1 1日分の自動車保険 DAY保険

お車をお持ちでない方向けに、24時間単位の自動車保険もご用意しています。
(24時間単位型自動車運転者保険)

借りのお車をあらかじめ指定し、スマートフォン等からご加入いただく保険です。1回のお申込みで最長連続7日分までご加入いただけます。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。

24時間単位でご契約

スマートフォンで手続完結

さまざまな割引制度

お車購入時の自動車保険への特典

このパンフレットは、『GK クルマの保険』(家庭用自動車総合保険)の概要をご説明したものです。補償内容は、普通保険約款および特約によって定まります。詳細は『ご契約のしおり(約款)』等をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

ご契約にあたっては、『重要事項のご説明』を必ずご確認ください。



エコマーク認定自動車保険

お客さまとともに地球環境保護に取り組んでいます。

「eco保険証券・eco満期案内・Web約款の推進」による紙の使用量の削減「リサイクル部品活用」による自動車修理など

エコマーク認定番号 第10147005号

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは
「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277(無料)

【受付時間】

平日 9:00~20:00

土日・祝日 9:00~17:00

(年末・年始は休業させていただきます)

万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

事故は 365日

0120-258-365(無料)

指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808【ナビダイヤル(有料)】

【受付時間】 平日 9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル

(お客さまデスク)0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館

電話受付時間 平日9:00~20:00 土日・祝日9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます)

<http://www.ms-ins.com>

● ご相談・お申込先